

総務省 御中

地方公共団体等における民間企業の行政手続の 効率化に関する調査研究

報告書

平成23年3月

株式会社三菱総合研究所

はじめに

現在、民間企業等が行う国及び地方公共団体の行政手続において、当該手続きを所管する行政機関以外の行政機関が発行する公的証明書類の添付を義務付けているものが少なくない。一方、現状では行政機関ごとに様々な企業コード（会社法人等番号、事業者・所コード等）が割り振られており、統一的な企業コードが存在せず、添付対象となる公的証明書類（以下「公的添付書類」という。）の削減に必要となる行政機関間でのバックオフィス連携が難しく、申請する企業に負担が生じている。

そこで、各行政業務システムにおいて付与されている企業コード同士をひも付ける共通企業コードにより、国・地方公共団体間や地方公共団体相互間のバックオフィス連携での情報連携を実現し、紙・電子等の媒体並びに郵送・オンライン等の手段を問わず公的添付書類の申請・発行手続を省略することで、民間企業が公的添付書類の取得のために各行政機関の窓口まで往復すること等を不要とし、国民本位の電子行政サービスを実現するための取組が必要である。

政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が発表した「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月）では、「全国共通の電子行政サービスの実現」の一環として、平成 24 年度から共通企業コードを国や地方公共団体の行政業務システムに順次導入していくこととしている。特に地方公共団体の広域連携によるスケールメリットを生かした効果的・効率的な共通企業コードの導入により、行政サービスの質の充実・コスト削減等の効果の発現が期待される。

そこで本調査では、地方における企業の行政手続における現状・課題の調査を行い、併せて先行導入している海外の事例を参考にすることで、共通企業コードの効果的な導入展開の在り方について検討した。

目次

I. 国及び地方公共団体における企業の行政手続の現状	1
1. 国及び地方公共団体における企業の行政手続に関する調査・分析.....	1
2. 企業の行政手続に対する負担及び改善ニーズ	8
3. バックオフィス連携を導入すべき企業の行政手続の調査.....	21
II. 海外における企業コード導入状況	27
1. EU (欧州連合)	28
2. デンマーク	37
3. ベルギー	49
4. ギリシャ	53
5. 韓国	57
6. シンガポール	68
7. アメリカ	73
8. オーストラリア	78
III. 企業の行政手続簡素化・効率化のための企業コードの在り方	85
1. バックオフィス連携が有効な手続き	85
2. 日本において導入すべき共通企業コードの在り方	87

I. 国及び地方公共団体における企業の行政手続の現状

1. 国及び地方公共団体における企業の行政手続に関する調査・分析

本調査では、国及び地方公共団体における企業の主な行政手続について、公的添付書類が必要な業務の抽出と概要整理・分析を行った。以下に、その結果を示す。

1. 1 行政手続の概要

(1) 法人登記業務

①制度の概要

日本における会社形態には、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の4種類がある。いずれも、本店の所在地の登記所において設立登記をする必要がある。

登記によって、「会社法人等番号」が付与される。会社法人等番号の構成は以下の通り：

- 登記所番号(4桁)・会社法人の種別(2桁)・会社法人番号(6桁)

②手続の概要

a)登記

- 主たる事務所の所在地の登記所において、必要な書類を提出する。電子申請も可能である。
- 支店を設置した場合は、支店の所在地において登記を行う。ただし、支店を管轄する登記所が本店を管轄する登記所と同一の場合は不要である（会社法 930 条）。支店に対しては、会社法人等番号は発行されない。

b)変更

- 役員、商号、目的、本店所在地等、登記事項のいずれかに変更が発生した場合は、管轄の登記所に変更登記申請書を提出する。
- なお、本店が管轄登記所の管轄外に移転する場合は、変更前と変更後の双方の登記所に申請を行う必要がある。

(2) 法人税業務 (国税、地方税)

① 制度の概要

日本において、法人あるいは個人事業主に課税される主要な税目には、以下のものがある。

a) 国税 :

- 法人税：日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）、および日本国内から発生した所得がある外国法人が納税義務を負う。
- 地方法人特別税：地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税（地方税）の一部を国税として分離したもの。法人事業税の課税対象法人に課税される。
- 所得税：日本国内に住所を置くか、1年以上居所を置いた個人（個人事業主を含む）、あるいは日本国内を源泉とする所得を得た個人（同）が納税義務を負う。課税標準は、課税年度に発生した総合所得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得）と退職所得、山林所得である。
- 消費税：個人・法人を問わず、国内で行われた資産の譲渡等に課税され、譲渡等を行った事業者が納税義務を負う。

b) 地方税 :

- 法人住民税（都道府県税、市区町村税）：都道府県・市区町村市内に事務所又は事業所を置いた法人に均等割及び法人税割が、事務所や事業所はないが寮・保養所等をおいた法人に均等割が課税される。
- 個人住民税（都道府県税、市区町村税）：1月1日時点の居住者に所得割及び均等割が、事務所・事業所・家屋敷の所有者に均等割が課税される。（他に利子割、配当割、株式等譲渡所得割があり、別途源泉徴収される）。
- 法人事業税（都道府県税）：都道府県内に事務所又は事業所を置いた法人に対して課税される。すべての法人に均等割、ほとんどの法人（収入額が課税標準となる）に所得割が課されるほか、資本金が1億円を超える法人には付加価値割（付加価値額に課税）及び資本割（資本金に課税）が課される。
- 個人事業税（都道府県税）：個人が営む事業のうち、法定業種（約70種）に対して課税される。課税標準は事業所得及び不動産所得である。
- 事業所税（市税・都税）：課税対象となる市（人口30万人以上の市が中心。23区を含む）内に事業所等（事務所、店舗、工場、倉庫等）を置いた、法人および個人事業主に課税される。課税標準は、課税基準日現在の事業所延面積（資産割）および従業員に支給した当該月給与の総額（従業者割）である。
- これらの他に、自動車税や固定資産税、都市計画税など動産・不動産の所有などに係る税目があり、所有状況によって法人あるいは個人事業主にも賦課される。

② 手続の概要

a) 法人設立及び事業開業の届出

- 法人を設立した場合は、管轄する税務署長、都道府県税事務所、市町村役場のそれぞれに「法人設立・開設届出書」を提出するほか、税務署長に「給与支払事務所等の開設届出書」及び「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を、事業所税課税市町村に事務所を設置する場合は市町村役場に「事業所等新設・廃止申告書」を提出する。ただし、法人設立届出書に消費税の新設法人に該当する旨及び所定の記載事項を記載して提出した場合には「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」の提出は不要である。
- 個人事業主として事業を開始した場合は、「個人事業の開廃業等届出書」を管轄する税務署長、都道府県税事務所、市町村役場のそれぞれに提出するほか、税務署長に「消費税課税事業者届出」及び「給与支払事務所等の開設届出書」を、事業所税課税市町村に事務所を設置する場合は市町村役場に「事業所等新設・廃止申告書」を提出する。ただし、新規に事業を開始した場合及び事務所を設置した場合は、「給与支払事務所等の開設届出書」を提出する必要はない。

b) 申告・納税

- 法人税：事業年度終了から 2 ヶ月以内に、管轄の税務署に申告・納付する。なお、申告書の税務署処理欄には整理番号欄（8 桁）が設けられている。
- 消費税：法人は課税期間終了から 2 ヶ月以内、個人事業者は 3 月 31 日までに管轄の税務署に申告し、納付する。
- 所得税：毎年 3 月 15 日までに管轄の税務署に確定申告を行い、納税する。
- 法人住民税：事業年度終了後 2 ヶ月以内に、所在地の市区町村に申告納付する。
- 個人住民税：個人事業主は毎年 3 月 15 日までに居住地の市区町村に申告し、6 月、8 月、10 月、翌年 1 月の 4 回に分けて納税する。
- 法人事業税：事業年度終了から 2 ヶ月以内に、所在地の都道府県に申告・納税する。
- 個人事業税：毎年 3 月 15 日までに所在地の都道府県に申告し、8 月、11 月の 2 回に分けて納付する。なお、所得税・住民税の申告をした場合は個人事業税について申告を行う必要はない。
- 事業所税：法人は事業年度終了後 2 ヶ月以内に、個人事業主は事業年度翌年の 3 月 15 日までに、それぞれ所在地の市（23 区の場合は都）に申告納付する。免税点以下の場合も、その旨申告が必要である。申告書には、法人（個人）番号欄が存在する。

(3) 従業員の所得税、住民税関係業務（給与支払報告書、年末調整等）

①制度の概要

法人・個人を問わず、国内居住者に給与所得を支払う者は、その居住者に対する所得税及び住民税を源泉徴収しなければならない。源泉徴収された所得税については年末調整を行う。年末調整に係る申告の受付および還付・徴収は主たる雇用主が行う。

②手続の概要

a)源泉徴収（給与所得にかかる源泉徴収）

- 労働者を雇用して給与を支払う場合は、支払に応じた所得税を支払の都度、源泉徴収する。
- 源泉徴収した所得税は、原則として徴収日の翌月 10 日までに納付する。納付にあたっては、「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）」を提出する。届けには、事業所の整理番号を記載する。
- 住民税については、事業主が毎年 1 月末までに提出する「給与支払報告書」によって市区町村が決定した住民税額を源泉徴収する。源泉徴収した住民税は、翌月の 10 日までに市区町村に納付する。

b)年末調整

- 控除を受けようとする被雇用者は、主たる雇用主（事業主）に申告書（扶養控除等（異動申告書、配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書）を提出する。
- 事業主は、申告書の内容で所得税を算出し、源泉徴収額との差額を還付又は徴収した上で、翌月 10 日までに納付する。この場合の手続は、通常月の源泉徴収と同様である。
- 年末調整の実施後、事業主は確定した給与支払額や源泉徴収額等記載した「源泉徴収票」を発行し、従業員に交付するとともに税務署長に提出する。源泉徴収票には受給者番号を記載する。また、源泉徴収票とともに提出する「源泉徴収用等の法定調書合計表」には、事業所の整理番号を記載する。

(4) 社会保険、労働保険業務

①制度の概要

社会保険として「健康保険（介護保険を含む）」「厚生年金」、労働保険として「雇用保険」「労災保険」が運営されている。それぞれの概要は以下の通りである。

- 健康保険は、常時 5 人以上の従業員を使用する事業所（一部の事業を除く）の従業員及び、従業員の半数が加入に同意した事業所が加入する。健康保険の運営は、健康保険組合及び全国健康保険協会があたり、その手続は事業主が実施、保険料は事業主と被保険者（被雇用者）が折半して支払う。一方、国民健康保険の運営は市区町村が行い、その手続は被保険者が自ら実施、費用も被保険者が全額支払う。なお、個人事業の被雇用者は健康保険に加入するが、個人事業主は国民健康保険に加入する。
- 厚生年金は、常時 5 人以上の従業員を使用する事業所（一部の事業を除く）の従業員が加入する。厚生年金の運営は、厚生労働省から委託を受けた日本年金機構があたり、その手続は事業主が実施、保険料は事業主と被保険者（被雇用者）が折半して支払う。なお、個人事業の被雇用者は厚生年金に加入するが、個人事業主は国民年金に加入する。
- 労災保険は、被雇用者がいる事業は原則として強制加入となり、給付は、加入手続実施納有無や保険料の支払い有無に関わらず行われる。なお、数次の請負によって行われる建設事業については、一連の事業を一括して扱い、元請けを事業主とする。労災保険の保険料は事業主が支払う。なお、個人事業主は労災保険に加入できないが、労働保険事務組合に事務処理を委託することで、特別加入を行うことが出来る場合がある。
- 雇用保険は、被雇用者がいる事業は原則として強制加入であり、給付は、加入手続実施納有無や保険料の支払い有無に関わらず行われる。保険料については雇用者と労働者が折半して支払う。なお、個人事業主は雇用保険には加入できない。
- 雇用保険と労災保険の保険料は、労働保険料として一括して徴収される。

②手続の概要

a)適用（加入）手続

- 法人及び個人事業を問わず、労働者を使用する事業は、「労働保険の保険関係成立届」を労働基準監督署に提出し、労働保険番号を取得する。さらに、「雇用保険適用事業所設置届」及び「雇用保険被保険者資格取得届」を公共職業安定所に提出し、雇用保険事業所番号及び（雇用保険）被保険者番号を取得する。
- 健康保険及び厚生年金の強制適用事業（常時 5 人以上の従業員を使用する場合）となった場合、あるいは任意加入する場合には、「健康保険・厚生年金保険新規適用届」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」を年金事務所に提出し、事業所については事業所整理記号（年金事務所番号 4 桁+事業所記号 1～3 文字）及び（社会保険）事業所番号を、被保険者については被保険者整理番号（事業所整理記号とあわせて被保険者を特定する）を取得する。「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」には、被保険者の基礎年金番号を記載する。なお、新規適用届けに対して、法人事業所は法人登記簿謄本を、個人事業所は事業主世帯全員の住民票の写しを添付する。

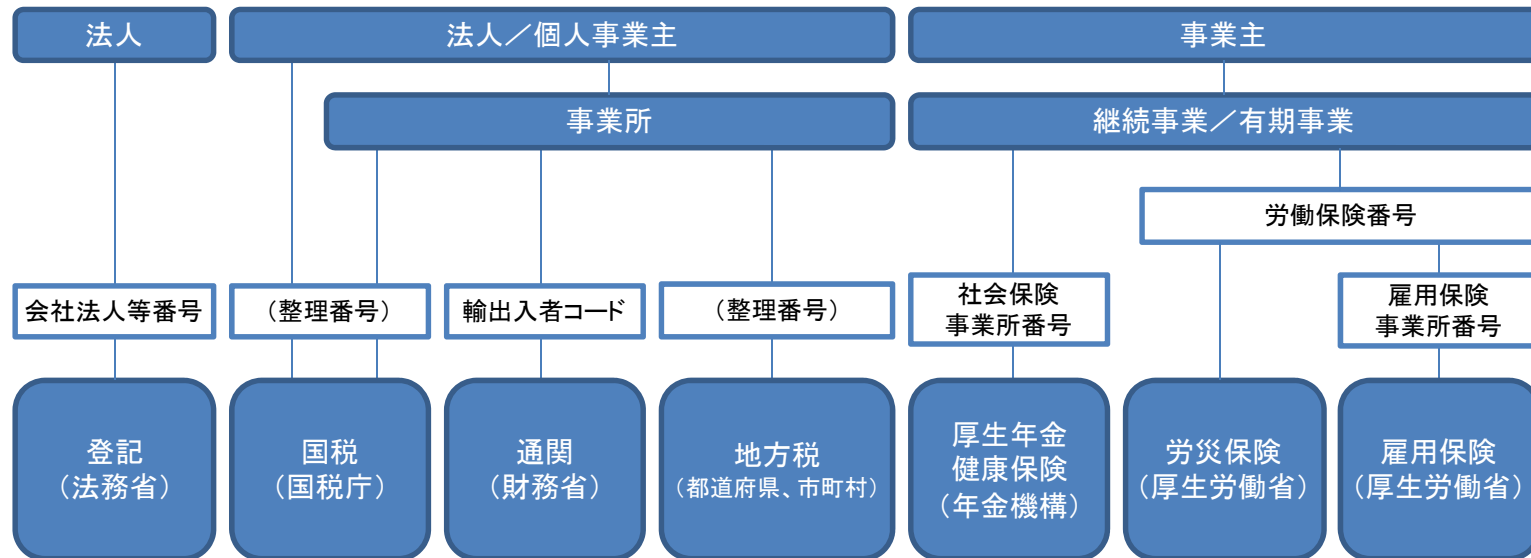
- なお、日雇労働者（日々雇用される者あるいは30日以内の期間を定めて雇用される者）については、公共職業安定所において「日雇労働被保険者手帳」を取得し、これに事業主が印紙を貼付・消印することによって保険料を納付するが、被保険者に関する手続は実施しない。

b) 給付申請

- 健康保険：被保険者から病院、薬局等通じて支払機関（健康保険組合等）に請求する。請求時には、事業所整理記号及び被保険者番号を記載する。事業主は手続に関与しない。
- 厚生年金（裁定請求）：加入者が「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」によって申請する。請求書には、基礎年金番号及び雇用保険被保険者番号を記載する。事業主は手続に関与しない。
- 労災保険：被災労働者あるいはその遺族から、病院、薬局等通じて労働基準監督署に申請する。申請書には、被災時に雇用されていた事業の労働保険番号を記載する。事業主は申請内容の証明を行う。
- 雇用保険（求職者給付）：公共職業安定所において求職の申し込みを行った上で、事業主が発行した「雇用保険被保険者離職票」及び「雇用保険被保険者証」を提出し、雇用保険受給資格の認定を受ける。離職票には事業所番号及び被保険者番号、求職番号を記載する。
- さらに、定期的に「失業認定申告書」及び「雇用保険受給資格者証」を提出し、失業の認定を受ける。「雇用保険受給資格者証」には（雇用保険）被保険者番号及び支給番号、求職番号が記載されているが、「失業認定申告書」には支給番号欄のみが存在する。

1. 2 日本における企業コードの現状

日本における行政手続と企業コードの関係について、下図に示す。



図表 I-1 日本における企業コードの状況

日本における行政手続の企業コードは、現在、それぞれの手続ごとに独自のコード（番号）が付番されている状況である。これら番号は大きく、「登記」「税（国税、地方税、その他の税：関税等）」「社会保障（年金保険、健康保険、労災保険、雇用保険）」の3つの体系に区分することができる。

また、各番号体系は、付番の単位となる「事業」「事業所」が制度により異なる、あるいは法人と事業・事業所の関係が必ずしも一様でないことが指摘できる。これは労災保険や雇用保険などにおいて顕著であり、付番の単位となる事業の上位概念は「事業主」であり、法人との関係は制度では管理されない。多くの場合事業主は法人と一致するものの、法人と事業主が必ず対応づけられる制度とはなっていない。

2. 企業の行政手続に対する負担及び改善ニーズ

本調査では、日本における企業の行政手続に係る、企業、地方公共団体、関連省庁それぞれの担当者の負担及び改善ニーズについてのヒアリング調査・分析を行った。以下に、その結果を示す。

なお、本調査におけるヒアリング先（企業・団体）は、以下の通りである。

図表 I-2 本調査におけるヒアリング先

No.	区分	企業・団体名等	概要（業種：規模）	備考
1	企業	行政書士A氏	行政書士（個人）	企業の法人登記業務等についてヒアリング
2		B社	弱電部品製造業（小規模企業）	
3		C社	不動産業（中規模企業）	
4		D団体	金融業（大規模企業）	金融機関の法人顧客向け業務等についてヒアリング
5		E社	航空測量/GIS（大規模企業）	公共調達（業者登録業務等）についてヒアリング
6	行政 機関	F町	町村	
7		G市	政令指定都市	
8		H市	政令指定都市	
9		I県	都道府県	
10		J機関	関連省庁	貿易（輸出入関税）に係る業務についてヒアリング

2. 1 行政書士 A 氏

○法人登記業務について

①行政手続等の実施状況

- 法人側の法人登記業務（行政書士が代行）は、概して、
 - a.当該申請に必要な添付書類（証明書、報告書、名簿等）を収集（もしくは作成）する
 - b.添付書類の記載内容を、申請書類に転記する
 - c.申請書類および添付書類を、役所に提出するというものである。
- 一方、法人登記等における「行政手続関連の申請書を受け付ける役所側の担当者の作業」は、概して、
 - d.当該申請に必要な添付書類が揃っているか確認する
 - e.申請書の記載内容が、添付書類の記載内容と合っているか確認する
 - f.確認した結果を、情報システム等に入力するというものである。
- 行政手続等の手間に関しては、特に「この手続きに手間がかかっている」という意識はなく、法人側であれば上記 b.の量（転記件数）、行政側であれば上記 e.の量（確認件数）に比例して、手間がかかる。

②行政手続関連業務の効率化等への要望

- 共通企業コードや行政機関同士の情報連携の効能については、一般的には「添付書類の削減」と言われている。これによって、一見すると「企業側の行政手続関連の申請書の作成作業」の中の「a.当該申請に必要な添付書類（証明書、報告書、名簿等）を収集する」が省略され、企業側の行政手続関連業務が効率化されるように見える。
- ところが、「企業側の行政手続関連の申請書の作成作業」の「b.添付書類の記載内容を、申請書類に転記する」を実施するには、申請する企業側（及び代行する行政書士）が添付書類の記載内容を知らなければならない。申請書には、添付書類（証明書等）の記載と全く同じ内容を記載する必要があるため、企業側で申請書を記入するには、証明書等の取得が必要となる。従って、「企業側で申請書を記入する」ことが無くならない限り、具体的には「申請書に、自社の共通企業コードと申請事由のみを記入すれば、他の記載は不要」とならない限り、共通企業コードや行政機関同士の情報連携の効能は生まれにくい。
- 仮に、共通企業コードや行政機関同士の情報連携によって企業側の申請書記入が（実質）不要になったとして、問題は「行政手続関連の申請書を受け付ける役所側の担当者の作業がどれだけ効率化されるか」である。もし、行政機関同士の情報連携で得られる証明書情報が「（証明書の）イメージ」である場合、役所側の担当者の作業の「e.申請書の記載内容が、添付書類の記載内容と合っているか確認する」の手段が「紙」から「画面」に変わっただけであり、加えて（企業側の申請書記入を、実質、不要にする代わりに）、役所側の担当者が、画面で

見た証明書の記載内容を申請書入力画面に手入力で転記する、といった状況になれば、役所側の担当者の業務効率は、従来より低下することになる。

- 総じて、共通企業コードや行政機関同士の情報連携の効能は、単に「証明書情報の電子的参照が可能になる」だけでは生まれず、「行政機関同士の情報連携によって取得した証明書の記載内容が、申請受付システム等に自動転記される」ところまで実現する必要がある。この実現に一番必要となるのは「申請情報や証明情報等におけるデータ項目の統一（標準化）」である（ファイル形式をXML等にした上で、かつそのデータ項目の標準化が必要である）。その際、企業コードの統一（共通企業コード）は必ずしも必要では無い。具体的には、企業が申請書を記入する際、その申請に関連する分野毎/役所毎の企業コードを記入すれば、役所側の担当者（もしくは申請受付システム）は、個々の企業コードを使って個々の分野（役所）の照会を行うことができる。但し、企業側で「分野毎/役所毎の企業コード」を把握していない場合や、初期申請（分野毎/役所毎の番号が振られていない段階での申請）の際には、共通企業コードの活用が考えられる。

2. 2 B社 ※弱電部品製造業（小規模企業）

○法人税業務（国税、地方税）、従業員所得税、住民税関係業務（給与支払報告書、年末調整等）、社会保険、労働保険業務について

①行政手続等の実施状況

- 法人税関連、従業員の源泉徴収などに関する業務は、すべて税理士に依頼している。このため、会社側として、当該業務に手間は感じていない。
- 社会保険、労働保険業務については、拠点（工場）のある地元自治体（町）の商工会に依頼している。このため、会社側として、当該業務に手間は感じていない。

②行政手続関連業務の効率化等への要望

- 種々の事務業務は社長自らが担っているが、行政手続関連業務については、総じて、手間は感じていない
- また、「ある役所への行政手続の際に、別の役所が発行する証明書等を添付する」といったことも発生していない
- よって、行政手続関連業務の効率化等への要望は、特に無い

2. 3 C社 ※不動産業（中規模企業）

○法人税業務（国税、地方税）、従業員の所得税、住民税関係業務（給与支払報告書、年末調整等）、社会保険、労働保険業務について

①行政手続等の実施状況

- 「従業員の所得税、住民税関係業務（給与支払報告書、年末調整等）」および「社会保険、労働保険関連業務」については、現在、これら業務を「紙」と「人手」で対応している。例えば源泉徴収であれば、同じ様式を「従業員」「税務署（2枚）」「市区町村」にそれぞれ、紙で届出（送付）している。
- 従業員の住所変更があった際にも、同様な「住所変更届」を複数の役所に出している。
- 所管業務の中で、「他の役所が発行した証明書等を添付して、別の役所に届ける」といったものは無い。例えば、従業員の住所変更があった際、従業員から会社（人事部）に「住民票の写し」を提出させる一方、会社から各役所への「住所変更届」には「住民票の写し」は添付しない。
- なお、「役所への届出等に添付する『会社が発行する証明』としては「在職証明」がある。保育所への入園申請等には、親が何時から何時まで働いているか等について、会社側で証明する。

②行政手続関連業務の効率化等への要望

- 「従業員の所得税、住民税関係業務（給与支払報告書、年末調整等）」および「社会保険、労働保険関連業務」については、「届出先のワンストップ化」が企業側として一番効果が期待できる。
- 共通企業コードの導入は、既存の各制度・役所毎の企業番号に共通企業コードが「追加」されるのであれば、企業側としての導入負担は無い。一方、既存の各制度・役所毎の企業番号を共通企業コードで「置き換える」となると、企業側の導入負担（システム改修等）は相当なものになる。

○不動産登記業務について

- 不動産登記にかかる手続きのうち、共通企業コードで業務効率等が向上すると考えられるものは、特に無い。

2. 4 D 団体 ※金融業（大規模企業）

○法人顧客向け業務について

①行政手続等の実施状況

- 種々の銀行業務においては、「個人顧客」と「企業（法人）顧客」は一応、区別されているが、特に「個人事業主」については個人/法人の区別が難しい。
- 個人事業主が口座を開設する際、一応「個人（口座）」「法人（口座）」を分けるが、当該口座での実際の取引が個人/法人のどちらの立場で行われているかは、銀行側では感知できない。例えば、個人事業主の携帯電話支払いが個人/法人のどちらなのかは分からない。
- 例えば、法人の口座開設時の「確認」方法について、行政機関に登記・納税情報等を照会することもあるが、基本的には銀行の担当者が口座開設企業に直接営業訪問する中で、当該企業の状況を直接確認する。なお、登記情報については、法務局の照会ネットワークを通じて既に参照している。

②行政手続関連業務の効率化等への要望

- 種々の分野で使える「共通企業コード」が出来た際、銀行として、特段のメリットはあまり感じない。
- 口座の「名寄せ」について、個人口座については（住所が変わる、姓名が変わる等で）いわゆる4情報（氏名、生年月日、性別、住所）では「名寄せ」が難しいので「共通番号」のメリットがある。一方、法人口座については、「社名（屋号）が変わる」「住所が変わる」といったことがほとんど無いので「共通番号」のメリットは無い。
- 銀行側から顧客（法人）や行政機関等に発行・送付する種々の情報（証明書、報告等）への「共通企業コード」の記入が義務化された場合、銀行としては相当の影響（事務作業量の拡大など）がある。
- 銀行側としては、種々の番号制度が「出来るところから、順に（段階的に）対応」というのが一番困る。これは、「ある段階の番号対応」の後に「次の段階の番号対応」が来ると、システム改修等が重複になる為である。銀行側としては、種々の番号制度は（どうせやるならば）「一気に施行」して欲しい。
- 銀行としては、個人も法人も同じ「顧客」であり、「顧客情報」については同様に「機密情報」である。よって、情報連携の際、「個人情報」は厳格に運用、「法人情報は簡易に運用」というのは困る。

2. 5 E社 ※航空測量/GIS（大規模企業）

○公共調達業務について

①行政手続等の実施状況

- 国の各府省や地方自治体等の公共機関への調達に対応するため、国（全府省）と全ての地方自治体（都道府県、市町村）に対して、応札資格申請（業者登録）を行っている。
- 国（全府省）、東京都（都および市区町村）、大阪府（府および市町村）は「業者登録業務の共同化」を実施しているため、応札資格申請の申請先はそれぞれ1つである一方、他の地方自治体は「自治体毎に個別の申請」が必要であり、個々の市町村役場に申請書（及び添付書類）を持参している。
- 応札資格（業者登録）の更新は2年に1回。このほか、応札責任者（支店長や営業所長）が変更になった際には、その都度、変更届が必要になる。
- 応札資格申請には、当該の公共機関への調達に係る応札責任者（地方自治体の場合は、地元の支店長や営業所長）の実印登録、登記簿謄本、納税証明（国税、地方税）、事業状況や従業員数に係る報告書等の添付が必要であると共に、申請時に「申請内容等に関するヒアリング」に対応する必要がある。これは、申請内容の中の「事業規模（売上高）」等が業者登録の「ランク（A/B/C/D等）」の変更のしきい値付近にある場合など、事業の状況等についての確認が必要になるためである。実際に「申請通りの従業員数が支店・営業店で就業しているか」についての抜き打ち検査を入れる団体もある。
- 以上のように、応札資格申請（業者登録）に関する業務は、企業側にとって負担となっている。
- なお、各地方自治体の応札資格申請の記載項目は、概ね、国土交通省の業者登録申請の様式に沿っている。また、求められる添付書類の種類も概ね同じである。
- 応札資格（業者登録）における全国統一の「共通企業コード」は、存在しない。

②行政手続関連業務の効率化等への要望

- 事業者側から見れば、そもそも、「団体毎に個別に、業者登録簿に載せる事業者を審査する（応札資格申請を求める）」事自体に意味が無いものとする。例えば「国（全府省）の応札参加資格を持つ事業者は、全ての地方自治体の応札参加資格を持つ」「県の応札参加資格を持つ事業者は、県下の全市町村の応札参加資格を持つ」といった対応が求められる。企業側が欲するのは「業者登録簿の一元化」であり、共通企業コードは「業者登録簿の一元化の結果の1つ」である。
- なお、各地方自治体が個別に業者登録名簿を持っているのは、「地元の事業者（地元で営業拠点を持つ事業者）により多く応札・落札させることにより、地元で落ちるカネ（地方税の税収等）を増やす」ためだと考える。
- 共通企業コードを整備する場合、公共調達業務の観点では、「1企業1コード」ではなく「応札責任者1名について1コード」が必要になると考えられる。この場合、応札責任者個人にコードを振るのではなく、「〇〇支店長」といった役職にコードを振ることになる。

2. 6 F町

○法人税業務（地方税）、「法人（会社）に勤める個人」に関する業務について

①行政手続等の実施状況

a)法人関連業務

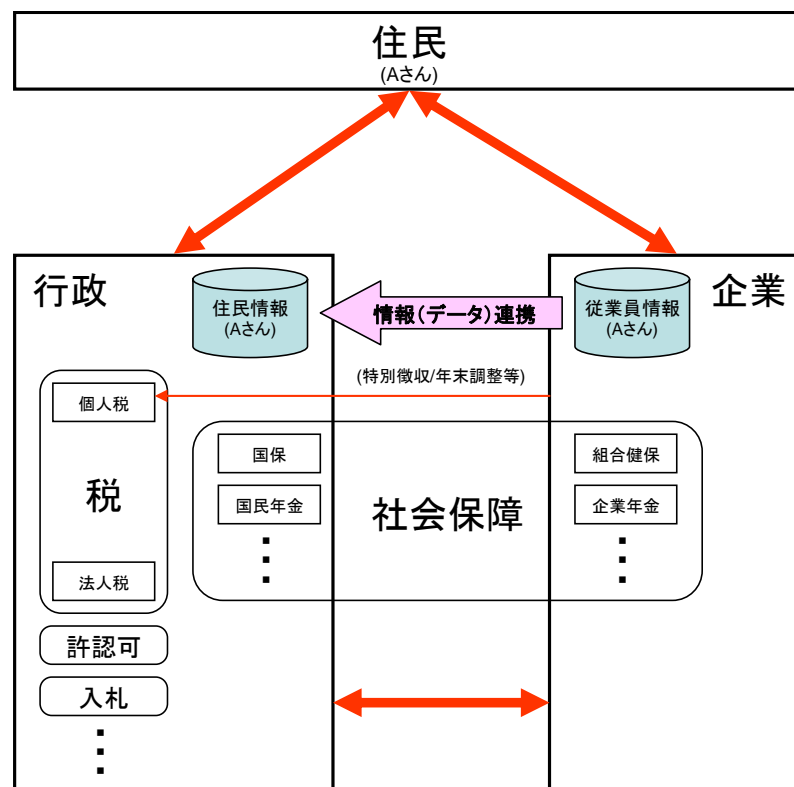
- 法人そのものに関する業務（税、社会保障等）は、主として地元の商工会が中小企業向けの（いわゆる）ワンストップサービスを提供しており、町は商工会側での処理結果を受け取るだけである。この為、町としては、当該業務に手間は感じていない。

b)「法人（会社）に勤める個人」に関する業務

- 町として担っている「法人関係の業務」の大半は、法人そのものではなく、法人（会社）に勤める個人に関するものである。具体的には、町民（個人）に関する業務のうち、当該町民の勤め先から種々の証明書や届出・報告を必要とするものがある。
- 税の源泉徴収は、その典型である。また、保育所の入所申請には、申請者（子どもの親）が仕事をしていることの証明（就労証明）が必要になる。
- 自治体は、住民向けの種々の業務・サービスにおいて、住民の状況（就業状況、保険・年金への加入状況）を把握する必要がある。住民が「勤め人（会社社員）」である場合は、これらの状況は勤め先（法人）から証明・報告を受ける必要がある。
- ここで問題となるのが「勤め人（会社社員）の妻」の状況把握である。勤め人本人については勤め先（法人）から種々の届出・報告がある。その一方、勤め人の妻については、勤め先（法人）から種々の届出・報告が無く、住民自らが自治体に届出しなければならない。この為、自治体側から見た「住民の状況把握の欠落」が発生しやすい。最近、話題になった「国民年金への変更届出を忘れた、元サラリーマン妻の救済問題」は、この典型である。また、単に「勤め人の妻」といっても、いわゆる専業主婦なのか、パートに出ているのか、本人（妻）自身が勤め人なのか、等によって、行政上の扱いが異なってくる。

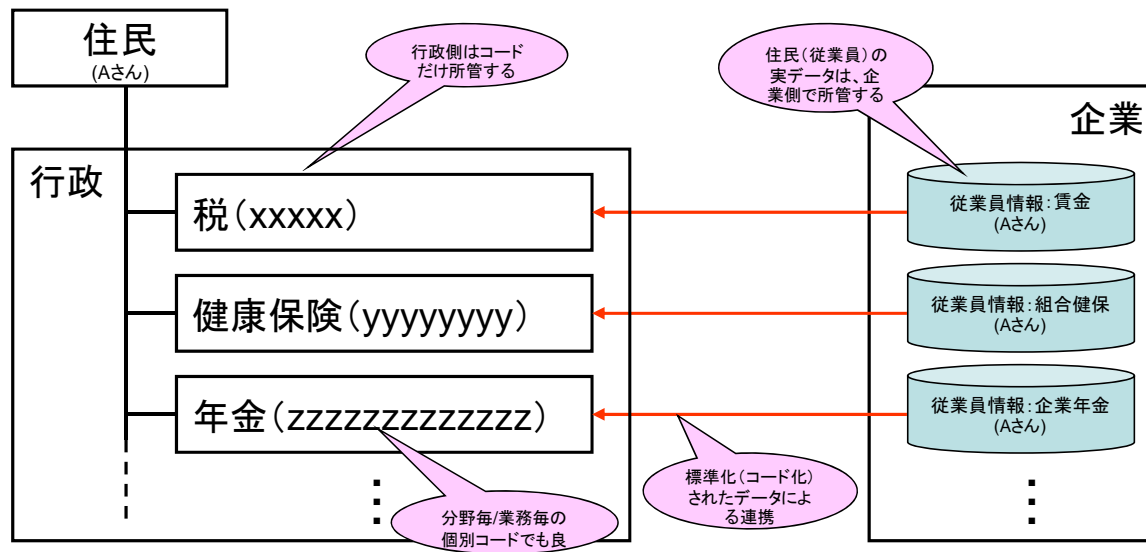
②行政手続関連業務の効率化等への要望

- 「税・社会保障の共通番号」を始めとする国の種々検討では、「個人」と「法人（企業）」を分けて、個別に検討している様に見受けられる。しかし、日本の社会制度（税・社会保障等）は、「住民（個人）」「企業（法人）」「行政」の一体構造となっており、けっして「個人～行政」「法人～行政」に分かれている訳ではない（次頁の図を参照）。



図表 I-3 行政（自治体）側から見た、住民（個人）情報と企業（法人）情報との関係

- 重要なのは、企業（法人側）が所管する情報（町としては特に、従業員情報）が、行政側に「データ」として送付されることである（PDF等のイメージ送付では意味がない）。また、送付されるデータは「どの企業が、どの自治体（のどの分野/業務）宛に送付しても、そのまま情報システムに取り込み可能」である様に、標準化（コード化）されている必要がある。要は「官民の種々の組織に散在している情報を、情報システムを活用して、自動的に1つに組み上げる（連結する）」ことが、最も重要である。
- 一方、企業コードは、上記を実現するための「手段」の1つであり、それが分野毎/業務毎の個別コードであっても、特段、問題は無い。（次頁の図を参照）。



図表 I-4 行政（自治体）側から見た、住民（個人）番号と企業（法人）番号との関係

2. 7 G市 ※政令指定都市

○「法人（会社）に勤める個人」に関する業務について

①行政手続等の実施状況

- 税関係については、給与支払い報告書、確定申告書等の書類が企業側から提出されてくる。他、市町村用の税申告書(住民等から提出される「個別所得の有る住民(給与所得の他に雑所得等がある住民を含む)」に係る税申告書)、公的年金等支払い報告書(日本年金機構から提出される「年金受給の有る住民(給与所得のある住民を含む)」に係る年金受給額の報告)があり、年度初めに、これら4つの資料で名寄せをして行きつつ、課税を決めて行く。
- 特別徴収をして貰う企業には、特別徴収義務者用の番号(9桁)が企業毎にある。一方、法人市民税用の宛名として、8桁で管理している宛名番号がある。これら2つの番号が必ずセットについて、データを管理している。
- 住民税に係る種々の申告・報告情報(給与支払い報告書、確定申告書、市町村用の税申告書、公的年金等支払報告書等)の突合に、かなり

の作業時間をかけている。企業名や住所（漢字）、その他の情報で、手作業で合わせて行くしかない。また、扶養の判定等は、給与支払い報告書内の漢字で書かれたものを判別するしかない。

②行政手続関連業務の効率化等への要望

- 番号制度（個人番号、企業番号の双方）に係る企業側の対応が、最大のポイントになるのではないか。事業主がメリットを感じるような番号制度でないと、浸透しないと思われる。

2. 8 H市 ※政令指定都市

○自治体の行政業務全般について

①行政手続等の実施状況

- 自治体の業務は、概して「分散（業務に必要な情報が、一箇所にまとまっていない）」「非同期（関連する業務が非同期で動く）」である。自分の業務に必要な情報は、種々の分野や組織に「分散」しており、かつ、それら分散した情報同士が必ずしも同期していない（非同期）。例えば（法人の例では無いが）引越しの場合、「転出」と「転入」は同期しておらず、「転出届」に転出先と異なる自治体を記入する場合もある。

②行政手続関連業務の効率化等への要望

- 番号制度の制度設計や運用においては、自治体をはじめとする行政業務が「分散」「非同期」であることに十分留意すべきである。法人が起業する場合、一般に「法務局への法人登記」「税務署・自治体（都道府県、市町村）への法人設立・開設届出」を行うことになっているが、これらが順序良く、かつ（ほぼ）同時に行われるという保証はない。各所への届出が非同期で行われることを前提に、どこで付番するのか、付番した番号情報をどこに回すのか、等について検討する必要がある。

2. 9 I 県

○法人設立時・解散時の業務について

①行政手続等の実施状況

- 法人は、「設立時」だけでなく「解散時」についても、行政側でしっかり情報把握する必要がある。現在は、「どのような法人が、どのような状況にあるか」が、しっかり管理されていない。
- （県が所管する）貸金業者の登録申請の添付書類には、「法人に係るもの（登記簿謄本など）」の他、申請者・役員・取り扱い主任等の「個人に係るもの」が多くある。

②行政手続関連業務の効率化等への要望

- 一口に「法人」といっても、「個人」以外を「法人」と捉えると、NPO、LLP（中間法人）、ファンド、農協、商店街、生協、マンション管理組合、個人事業主等々、様々な「法人」がある。共通企業コードを考える際には、「どこまでの法人」に対して「（共通企業コードを用いて）何を行うか」をしっかりと考える必要がある。

○法人税関連業務について

③行政手続等の実施状況

- 法人税については、既に独自の番号体系で管理しており、下記の種々の番号が県税システムの1画面で管理できるようになっている。下記の各種番号は、個々の分野の番号が変わる度に、県側で手動（目視）で名寄せしており、手間がかかっている。
 - ・ （県税）法人番号：福岡県の法人税業務で「閉じた」番号。福岡県の他業務や他都道府県の法人税業務とのつながり（番号の共用や標準仕様等）は無い。
 - ・ （国税）法源番号：税務署毎の番号
 - ・ （eLTAX）電子申告利用者番号
- I 県と近隣各県では、法人税に係る各種申請・届出様式を統一している。年に1回程、I 県と近隣各県の税務担当者が集まる会があり、「県毎に様式が異なるのは不都合が多い」との地元の税理士等からの要請を受けたある県の発案で、様式統一が実施された。

④行政手続関連業務の効率化等への要望

- 国税（税務署）や eLTAX からの情報の他、事業所が複数の都道府県域にまたがる等の理由で他都道府県宛に申告されて他都道府県から回

される法人税情報があるが、法人コードは各都道府県で共通化されていないため、他都道府県から受け付ける度に県側で手動（目視）で名寄せしており、共通企業コードが出来れば、この名寄せ業務も大幅に効率化される。

2. 10 J機関 ※関連省庁

○輸出入関連業務について

①行政手続等の実施状況

a)輸出入手続の概要

- 外国から日本国内に到着した貨物（外国貨物）を国内に引き取る際には、貨物が保管されている保税地域を管轄する税関官署へ、輸入（納税）申告を行い、税関の検査が必要とされる貨物については必要な検査を受けた後、関税、内国消費税及び地方消費税を納付する必要がある場合には、これらを納付して、輸入の許可を受ける必要がある。
- 貨物を輸出しようとするときは、税関へ輸出の申告を行い、貨物につき必要な検査を経てその許可を受けなければならない。
- 輸出入手続きは企業、個人、役所が申請することが可能である。
- 税関その他の関係行政機関に対する手続きは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する NACCS システムを利用することが可能である。NACCS は入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステムである。

b)輸出入手続で利用する番号の概要

- 輸出入には輸出入者コードを付番し、税関関連手続きについては共通番号的に利用している。コードは12桁の英数字からなる。先頭1桁目：識別コード（輸出入者＝「数字」）、先頭2桁目から8桁目：英数字の連番、下4桁：本支店コード：数字の連番（本社「0000」固定）となっている。
- 付番手続きはNACCSが運営する府省共通ポータルから申請取得ができる。または、もう一つの付番組織である財団法人日本貿易関係手続簡易化協会が発行する日本輸出入者標準コードが輸出入者コードと連携されているため、そちらの取得でも利用が可能である。
- 取得の単位は特に定めがなく、企業、個人、行政機関、非営利団体についても同じ番号体系を利用している。
- 国際的なコード体系との関連はない。輸出入については、国内に拠点を持つ側に対して課税をおこなうので、国内のみに有効な

コードで税関業務の運用上支障はない。

c)担当者における負担

- 付番については、税関と財団法人日本貿易関係手続簡易化協会が実施している。また、取得の単位も自由であるため、同一の者が複数の番号を取得している場合がある。この場合、名寄せが必要になり、現地確認等に手間がかかる。

②共通企業コード導入に伴う改善要望

- 共通企業コードの導入に伴い、国税関連の情報が参照可能になるのであれば、輸出入時の審査や調査関連の業務に非常に有効となる。輸出入者のうち、実態のないペーパーカンパニーが申告にかかわっている場合があり、企業の経営実態等が参照できることが情報として有益である。
- 輸出入者コードにあたるコードの管理業務が別の組織に移管されるのであれば、税関としての作業が減る。

3. バックオフィス連携を導入すべき企業の行政手続の調査

本調査では、前述の「1. 国及び地方公共団体における企業の行政手続に関する調査・分析」および「2. 企業の行政手続に対する負担及び改善ニーズ」の結果を踏まえ、国・地方公共団体内のバックオフィス連携による公的添付書類の削減など、業務の簡素化・効率化が見込まれる手続や連携すべき情報の抽出、及び簡素化・効率化後の連携業務フローの検討を行った。以下に、その結果を示す。

3. 1 バックオフィス連携による業務の簡素化・効率化の実現パターン

本調査では、国・地方公共団体内のバックオフィス連携による業務の簡素化・効率化の実現パターンを、下表のようにまとめた。

図表 I-5 バックオフィス連携による業務の簡素化・効率化の実現パターン

No.	実現パターン名	概要
1	公的添付書類の削減	ある1つの申請・届出等に際して、種々の行政機関等が発行する証明書の添付が必要となる場合、企業コードを用いたバックオフィス連携等によって添付書類を削減する。
2	申請・届出のワンストップ化	ある1つの「業務上のイベント」において、複数の行政機関等に複数の申請・届出等が必要となる場合、企業コードを用いたバックオフィス連携とポータル等によって、申請・届出をワンストップ化する。
3	企業情報の突合作業の自動化	ある行政機関（自治体等）で管理している1企業についての情報（申請・届出情報等）を、異なる行政機関等を経由して入手する際、企業コードを用いたバックオフィス連携によって、入手情報と自団体に保有している情報との突合作業を自動化する。
4	台帳の共有化	ある行政機関が管理している台帳を、企業コードを用いたバックオフィス連携によって、他の行政機関等が参照する。

次頁以降に、バックオフィス連携による業務の簡素化・効率化の各実現パターンの内容について示す。

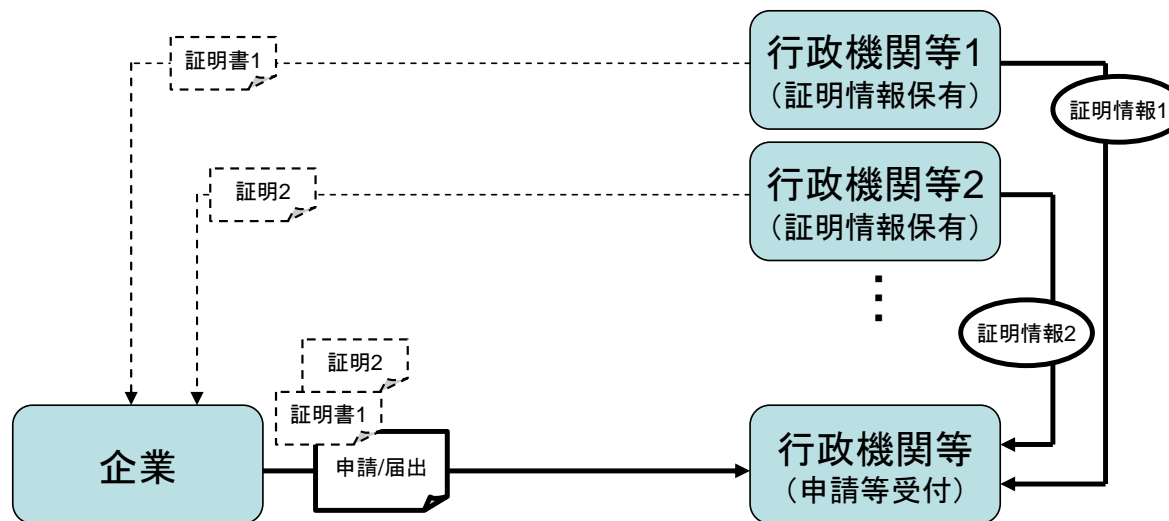
(1) 実現パターン1：公的添付書類の削減

①概要

従来、ある1つの申請・届出等に際して、種々の行政機関等が発行する証明書の添付が必要となっていたところ（下図の点線）、企業コードを用いたバックオフィス連携等によって添付書類を削減する。

②当該パターンの適用対象

現在、行政機関等が発行する証明書の添付を必要としている申請・届出等はすべて、本パターンの業務簡素化・効率化の対象となる。



図表 I-6 実現パターン1：公的添付書類の削減

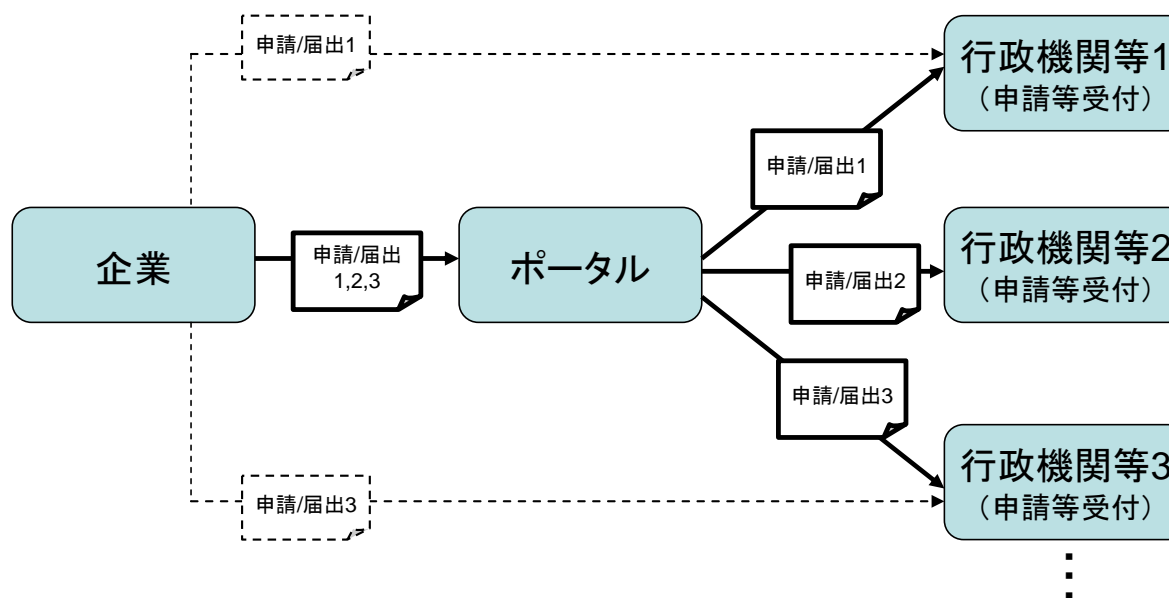
(2) 実現パターン2：申請・届出のワンストップ化

①概要

従来、ある1つの「業務上のイベント」において、複数の行政機関等に複数の申請・届出等が必要としていたところ（下図の点線）、企業コードを用いたバックオフィス連携とポータル等によって、申請・届出をワンストップ化する。

②当該パターンの適用対象

法人の起業時の各種届出（登記、国税・地方税、社会保険・労働保険等）、従業員の所得税・住民税関連の各種報告等が、本パターンの業務簡素化・効率化の対象となる。



図表 I-7 実現パターン2：申請・届出のワンストップ化

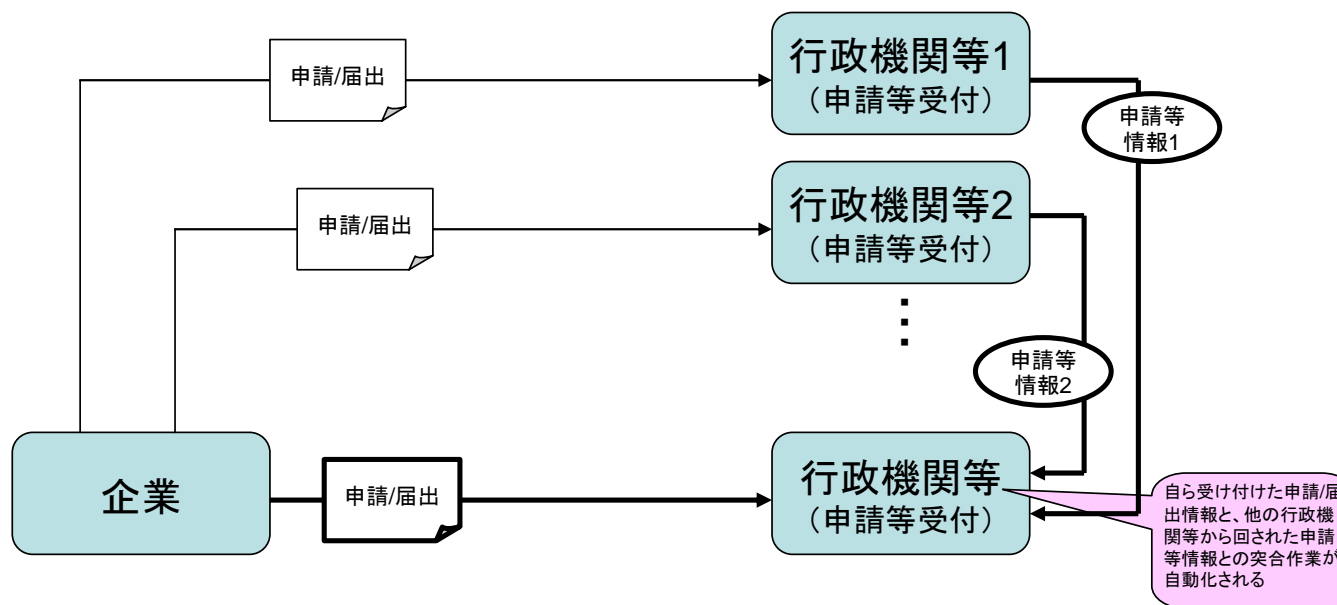
(3) 実現パターン3：企業情報の突合作業の自動化

①概要

従来、ある行政機関（自治体等）で管理している1企業についての情報（申請・届出情報等）を、異なる行政機関等を経由して入手する際に「手作業」で入手情報と自団体に保有している情報との突合作業を行っているのに対して、企業コードを用いたバックオフィス連携によって、当該突合作業を自動化する。

②当該パターンの適用対象

地方税（法人税）の突合作業等が、本パターンの業務簡素化・効率化の対象となる。



図表 I-8 実現パターン3：企業情報の突合作業の自動化

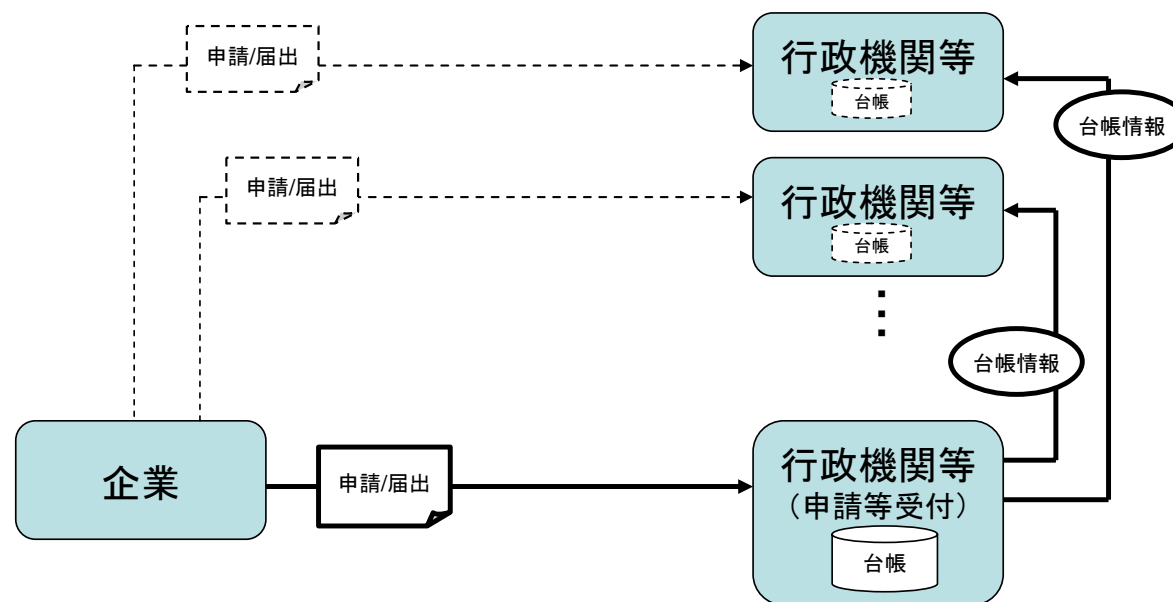
(4) 実現パターン4：台帳の共有化

①概要

従来、個々の行政機関が台帳を個別に管理しているところ、企業コードを用いたバックオフィス連携によって、他の行政機関等が台帳を参照することで、台帳の管理業務の効率化を図る。

②当該パターンの適用対象

入札の業者登録簿管理等が、本パターンの業務簡素化・効率化の対象となる。



図表 I-9 実現パターン4：台帳の共有化

3. 2 バックオフィス連携による業務の簡素化・効率化の実現パターンの適用対象

本調査の対象とした手続きに対する、バックオフィス連携による業務の簡素化・効率化の実現パターンの適用対象をまとめると、下表のようになる。

図表 I-10 バックオフィス連携による業務の簡素化・効率化の実現パターンの適用対象

No.	区分			本調査 (ヒアリング) での指摘機関	申請・届出の手続き	公的添付書類	申請・届出先	バックオフィス連携等による 業務の簡素化・効率化								
								① 公的 削減 添付 書類の	② 申請・ 届出の ワ	③ 企業 情報の 自動化 突合	④ 台帳 の共有 化					
1	法人登録業務	登記		行政書士A氏、H 市、I県	商業・法人登記の申請		登記所		○							
2		変更	支店の設置		商業・法人登記の申請		登記所		○							
3	法人税業務	法人設立及び事業開業	法人税	B社、D団体、F町、 I県	内国普通法人等の設立の届出	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	税務署	○	○							
4			法人住民税(都道府県税)		法人設立・開設届出	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	都道府県税事務所	○	○							
5			法人住民税(市区町村税)		法人設立・開設届出	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	市町村役場	○	○							
6		申告・納税	消費税		消費税の新設法人に該当する旨の届出			税務署		○						
7			法人税		法人税申告			税務署		○						
8			法人住民税(都道府県税)		法人住民税(都道府県税)申告			都道府県税事務所		○	○					
9			法人住民税(市区町村税)		法人住民税(市区町村税)申告			市町村役場		○	○					
10			消費税		消費税申告			税務署		○						
11			従業員の所得税、 住民税関係業務 (給与支払報告書、 年末調整等)		法人設立及び事業開業の届出	所得税	C社、F町、G市	給与支払事務所等の開設届出		税務署		○				
12						個人住民税		事業所等新設申告		市町村役場		○				
13	源泉徴収 (給与所得にかかる源泉徴収)	所得税		給与所得等の所得税徴収高計算書(納付書)の提出		税務署			○							
14	年末調整	個人住民税		給与支払報告書の提出		市町村役場			○	○						
15				源泉徴収票の提出		税務署			○							
16	社会保険、労働保険業務	適用(加入)手続	労働保険	E社	労働保険の保険関係成立届の提出		労働基準監督署		○							
17			雇用保険		雇用保険適用事業所設置届の提出		公共職業安定所		○							
18			健康保険		健康保険・厚生年金保険新規適用届の提出	登記簿謄本	年金事務所	○	○							
19		給付申請	労働保険		(従業員が申請する、事業主は関与しない)											
20			雇用保険		(従業員が申請する、事業主は関与しない)											
21		健康保険	(従業員が申請する、事業主は関与しない)													
22	公共機関への調達	応札資格申請(業者登録)	国(各省庁など)	E社	統一資格審査の申請(公共工事)※1	登記簿謄本(登記事項証明書)	各省庁	○	○		○					
23						納税証明書										
24					適格組合証明書											
25		地方自治体					競争入札参加資格申請	登記簿謄本(登記事項証明書)	都道府県庁、市町村役場	○	○		○			
26											納税証明書					
27											労働保険料納付証明書					
28											建設業許可通知書の写し					
29	輸出入手続			輸出			(全般)	J機関	輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書の提出		税関官署		○※2			
30		輸入	(全般)		輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書の提出		税関官署		○※2							
31			食品		食品等の輸入の届出		検疫所		○※2							

※1: 役務・物品の調達については、すでに「ワンストップ化」「台帳の共有化」が実現されている

※2: 既に「ワンストップ化」が実現されている

II. 海外における企業コード導入状況

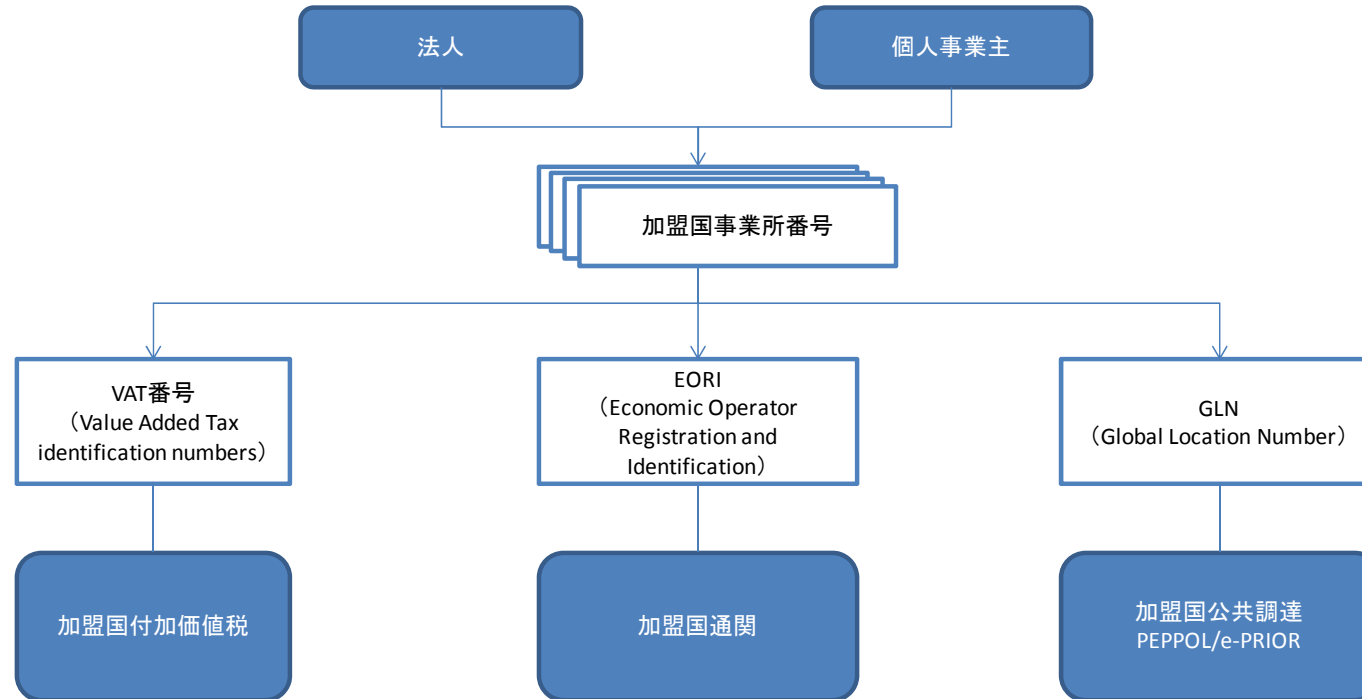
本調査では、海外における企業コードを用いたバックオフィス連携による添付書類の省略等、企業の行政手続の効率化への取組について、書籍、雑誌、論文等各種文献及びインターネット調査、商用データベース等を活用し、また必要に応じてヒアリング等を行い、調査・分析を行った。以下に、その結果を示す。

なお、本調査の対象とした海外事例（EU、デンマーク、ベルギー、ギリシャ、韓国、シンガポール、アメリカ、オーストラリア）のうち、デンマークと韓国については、文献調査に加えて、現地（ヒアリング）調査を実施した。

1. EU（欧州連合）

1. 1 企業コードの導入状況

EU が主導する企業コード及びその利用分野について、図表 II-1 に示す。



図表 II-1 EU が主唱する企業コード体系

付加価値税 (VAT: Value Added Tax) に利用する番号として VAT 番号 (VAT identification numbers) が、通関業務に利用する番号として EORI (Economic Operator Registration and Identification) が使用されている。また、加盟国の電子調達についての標準的な手続を構築することを目指すプロジェクト PEPPOL/e-PRIOR では、国際的な流通効率化や可視化のための国際規格策定を主導する民間組織である GS1 が管理する国際共通番号の GLN(Global Location Number)が用いられる方針である。

(1) VAT 番号

付加価値税の対象となる取引で、他の加盟国に属する取引先に対する伝票 (invoice) に表示することが義務づけられている番号である。また、販売額申告書 (recapitulative statements) を提出することにより一定の域内取引について還付を受けることができるが、この書類にも取引先の VAT 番号を記載する必要がある。なお、後述する通り、EU が事業主体に対して直接課税・徴税することはない。

①番号の概要

VAT 番号は、課税対象となる取引を行う事業主体に対して発行される。法人・個人事業主の別を問わない。

形式は、先頭 2 桁が英字の国名コードであることのみが定められており、3 桁目以降の付番方法については、桁数を含めて加盟国それぞれに委ねられている。また、登録内容の管理についても、それぞれの加盟国が実施する。

②発行手続

VAT 番号の発行手続は、それぞれの加盟国が定める方法で行う。

③番号の公開

VAT 番号は、取引先に対する伝票に表示すべき番号であり、公知の番号である。

(2) EORI

EORI は 2009 年 7 月より導入されたもので、輸出入に係る手続において事業者を特定するために使用する番号である。

①番号の概要

EORI は、EU 域外企業も含めた輸出入関係事業者のすべてが取得する必要がある。法人以外にも付番されるが、支店や営業所等には付番されない。

VAT 番号と同様に、先頭に英字 2 文字の国名コードを使用し、それ以下の桁については各国の採番方式に従う。例えば英国の場合、VAT 登録番号の末尾に 3 桁の番号を付け加えたものとなる。3 桁の番号は多くの場合 000 であるが、複数の事業所で VAT 番号を一括している企業の場合は枝番として 000 以外が採番される。なお、英国の場合、従来は TURN とよばれる番号が付されていたが、ほとんどの事業者では TURN と同一の番号が付番されており、移行にあたって事業者が行う手続は特になかった模様である。

EORI により管理される情報は、以下の通りである。

- 名称
- 住所
- EORI 番号
- VAT 番号

- 名称及び住所公開の可否

②発行手続

申請窓口は加盟国ごとに異なる。英国の場合は、HM Revenue & Customs (HMRC)に対して申請する。

③番号の公開

欧州委員会 (European Commission) の税制および関税同盟総局 (Taxation and Customs Union) が運営する Web サイトで、EORI 番号の有効性を確認することができる。事業者が名称及び住所公開に同意している場合は、名称と住所も表示される (後述)。

(3) GLN

GLN は GS1 が制定する番号で、国際的な企業取引にあたって企業や事業所等を識別できるコードとして位置づけられている。

①番号の概要

GLN は、法人・個人事業主の別を問わず、利用を希望する事業者が取得できる。GS1 は番号体系及び国コードについて定めており、それ以降の番号の管理・発番は各国のコード管理機関が行う。日本では、財団法人流通システム開発センターが発番している。

GLN は 13 桁の番号であり、体系は以下の通りである。

- 国コード (2 桁) + 企業コード + ロケーションコード (合計 10 桁) + チェックディジット (1 桁)

このうち企業コードについては各国のコード管理機関が付番し、ロケーションコードはそれぞれの企業等が事業者や事業部門単位で設定する。企業コードの桁数は、各国のコード管理機関が設定する。日本では JAN (Japanese Article Number) コードを元に発番しており、7 桁の企業コードと 9 桁の企業コードが存在する。2001 年以降は、原則として 9 桁のコードが発番されている。

後述する GLN 情報検索サイトによって提供される情報は、以下の通りである。

- GLN
- 名称
- 住所
- 郵便番号
- 国コード
- 用途

②発行手続

GLN の発行 (貸与) 申請は、各国のコード管理機関に対して行う。

③番号の公開

各国のコード管理機関が、GLN 情報を検索する Web サイトを運営している。日本においては「GEPiR Japan」として提供されている。各国のサイトは、GS1 で合意された Global Electronic Party Information Registry(GEPIR)と称する方針に基づいて運営されている。

1. 2 情報連携基盤の状況

VAT 番号登録の状況を照会する手段として、VAT 情報交換システム (VAT Information Exchange System: VIES) が、EORI 番号登録の状況を照会する手段として EORI 番号検証システム (EORI number validation) が運営されている。

(1) VAT 情報交換システム (VIES)

VAT 番号を入力することで、VAT 番号の有効性について表示するシステムである。欧州委員会の税制および関税同盟総局が運営する。

VIES そのものでは VAT 登録事業者のデータを管理しておらず、問い合わせがあった時点で該当国の登録データベースに問い合わせ、結果を表示する仕組みとなっている。

①機能

検索画面から入力された VAT 番号の有効性について該当国の登録データベースに照会し、結果を表示する機能のみを提供する。単一の問い合わせにのみ対応しており、複数の VAT 番号について一括で問い合わせを行うことはできない。

②連携される情報

VIES から該当国システムに対しては VAT 番号が、該当国システムから VIES に対しては検証結果のみが送信される。

③民間の利用

企業システム等から SOAP で連携し、検証結果を提供することが可能となっている。

(2) EORI 番号検証システム

EORI 番号を入力することで、EORI 番号の有効性について表示するシステムである。VIES 同様、欧州委員会の税制および関税同盟総局が運営する。

①機能

利用者に対しては、検索画面から入力された EORI 番号の有効性について表示する機能を提供する。また、加盟国の EORI 登録に関するデータベースと連携し、定期的に情報を更新する機能をもつ。

②連携される情報

加盟国のデータベースからは EORI 番号、名称及び住所が提供される。

利用者に対しては、EORI 番号の有効・無効の別に加え、有効であれば名称と住所（事業者が名称及び住所公開に同意している場合に限る）が表示される。

1. 3 業務での企業コード利用状況

(1) 法人登記

EU として、法人登記を行う制度は存在しない。

(2) 租税関連業務

EU が、事業主体に対して直接課税する制度は存在しない。域内での制度の調和を図るために、加盟国の税制に対する指令 (directives) を発出するのみにとどまる。

異なる加盟国の事業者間で行われる取引のうち、一定の要件を満たす場合は「EU 域内非課税納品」として VAT が課税されないが、この場合、双方の VAT 番号を記載した「recapitulative statement」を、加盟国の課税当局に提出する必要がある。

(3) 社会保険・労働保険

EU として提供する社会保険・労働保険制度は存在しない。

(4) 調達

EU が主体となって行う調達について、事前に登録を行う制度は存在しない。また、応札時に提出する書類には、VAT 番号を記載する欄が設けられている。

なお、EU 全体として、既存の各国の電子調達システムを相互に連結させ、標準的な手続きを構築することを目指した取り組みである PEPPOL、e-PRIOR が推進されている。概要を以下に示す。

①PEPPOL (Pan-European Public Procurement Online)

a) 取り組みの主体

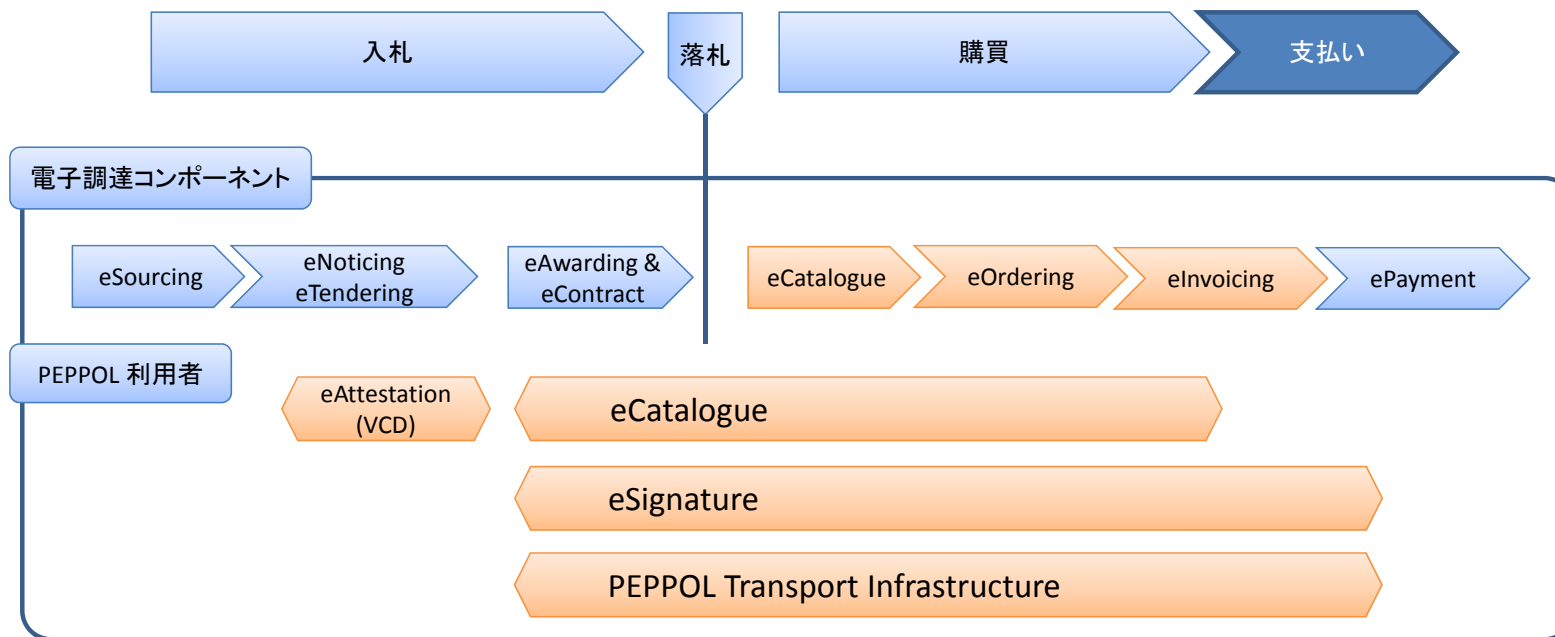
- 欧州委員会が策定した Competitiveness and Innovation Framework Programme (CIP: 競争力及び技術革新計画) の中の、ICT Policy Support Programme (ICT PSP) に基づいて実施されているプロジェクトである。

b)背景と目的

- EUにおける政府調達総額は、1兆5000億ユーロ（約176兆円：GDPの16%）に達している。しかし、サプライヤとの標準的なデータ通信方法が整備されておらず、企業が政府調達へ参入する際の障壁となっている。
- 2005年11月のマンチェスター閣僚宣言において、2010年までにEUの全ての公的機関が電子調達を実施できるように整備し、実際に半分以上の政府調達が電子的に実施されることを目指すと宣言された。中小企業を含むEU内の全ての企業が、政府調達に関わる全ての手続きに関して、全ての政府機関と電子的にやり取りができるようにすることを目的とし、既存の各国の電子調達システムを相互に連結させ、標準的な手続きを構築することを目指している。
- PEPPOLプロジェクトは2008年に開始され、以下の3つのフェーズを実施することを予定している。
 - ・ 要求と設計（2008年第2四半期 - 2009年第2四半期）
 - ・ 実装（2009年第2四半期 - 2010年第2四半期）
 - ・ パイロットの実施（2010年第2四半期 - 2011年第2四半期）

c)内容

- PEPPOLの主要なコンポーネントは、図表II-2の構成のうち、オレンジ色で示したものである。



出典: PEPPOL facilitating cross-border eProcurement — PEPPOL | Pan-European Public Procurement Online, http://www.peppol.eu/work_in_progress より作成

図表 II-2 PEPPOL のコンポーネント

- 主要なコンポーネントの概要を以下に記す。
 - ・ eSignature
 - 各国で運用されている電子署名の仕組みを、EU で相互に運用できるようにする仕組み
 - ・ Virtual Company Dossier
 - 従来紙で提出していた書類の電子化を進める仕組み
 - ・ eCatalog
 - 製品の情報を電子的に提供する共通の仕組み
 - ・ eOrdering
 - ドキュメントの電子的なやり取りを実現する仕組み
 - ・ eInvoicing
 - 買い手と売り手の同意の下で注文された製品やサービスに対する支払いの請求を行う仕組み

- PEPPOL Transport Infrastructure
 - 欧州各国の様々なシステムと互換性のある IT 標準を基にした電子調達のインフラストラクチャ

d)進捗状況

- 2010年5月から、少数の組織が PEPPOL の基本的なコンポーネントを利用してテストを行っている。2011年の中頃までに、ある程度の数の実際の取引が行われる計画になっている。

②e-PRIOR (electronic Procurement Invoicing and Ordering)

a)取り組みの主体

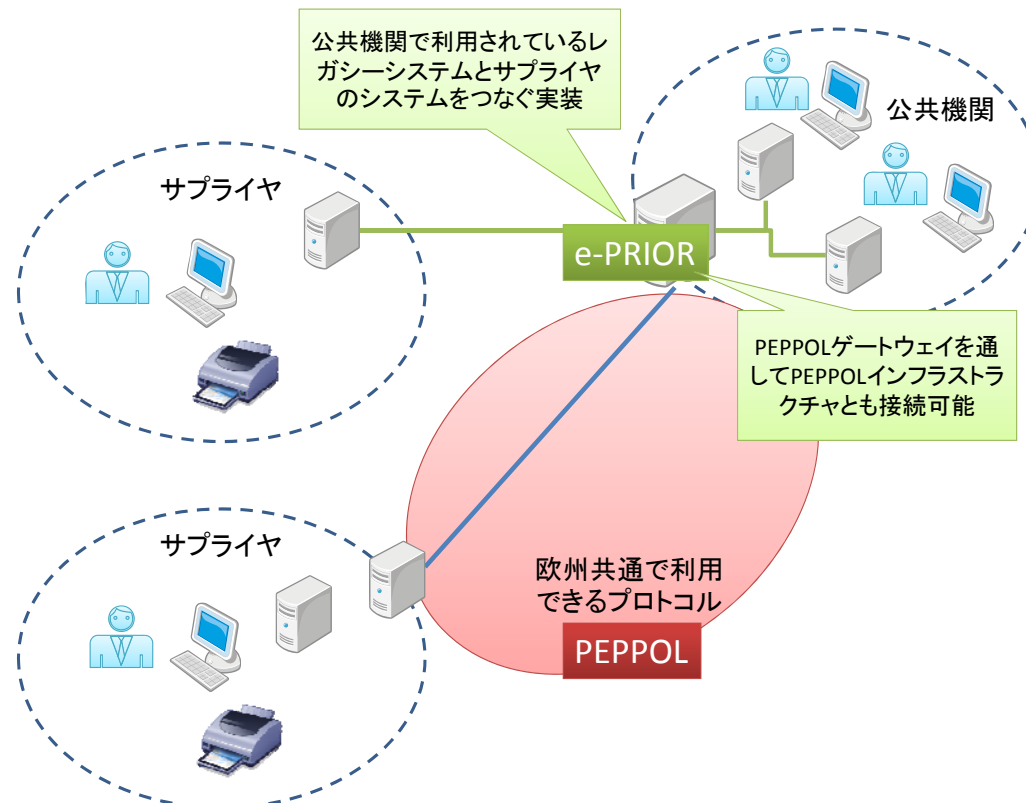
- 欧州委員会の Directorates-General for Internal Market (DG-MARKT) 及び Directorates-General for Informatics (DIGIT)が主導した IDABC (Interoperable Delivery of European eGovernment Services to public Administrations, Businesses and Citizens) プログラムに基づいて開始されたプロジェクトである。現在は ISA (Interoperability Solutions for European Public Administration) プログラムによって取り組まれている。

b)背景と目的

- 公共機関のバックオフィスシステムと PEPPOL インフラストラクチャとを接続することにより、欧州全体での相互運用性のある電子的なサービスを実装することを目的としている。

c)内容

- e-PRIOR のオープンソース版である Open e-PRIOR が開発されており、バージョン 1.1 がダウンロード可能となっている。
http://forge.osor.eu/frs/?group_id=188 からダウンロードできる。e-PRIOR と PEPPOL の関係を図表 II 3 に示す。e-PRIOR は独自のインタフェースでサプライヤと公共機関を直接つなぐことができる実装である。また、PEPPOL の定めたプロトコルに従って通信を行うこともできる。



出典: Open e-PRIOR release - PEPPOL | Pan-European Public Procurement Online,
http://www.peppol.eu/news/news_repository/open-e-prior-release/,
 DIGIT open e.PRIOR, http://forge.osor.eu/docman/view.php/188/610/Open_e-PRIOR_Awareness.pdf より作成

図表 II-3 e-PRIOR と PEPPOL の関係

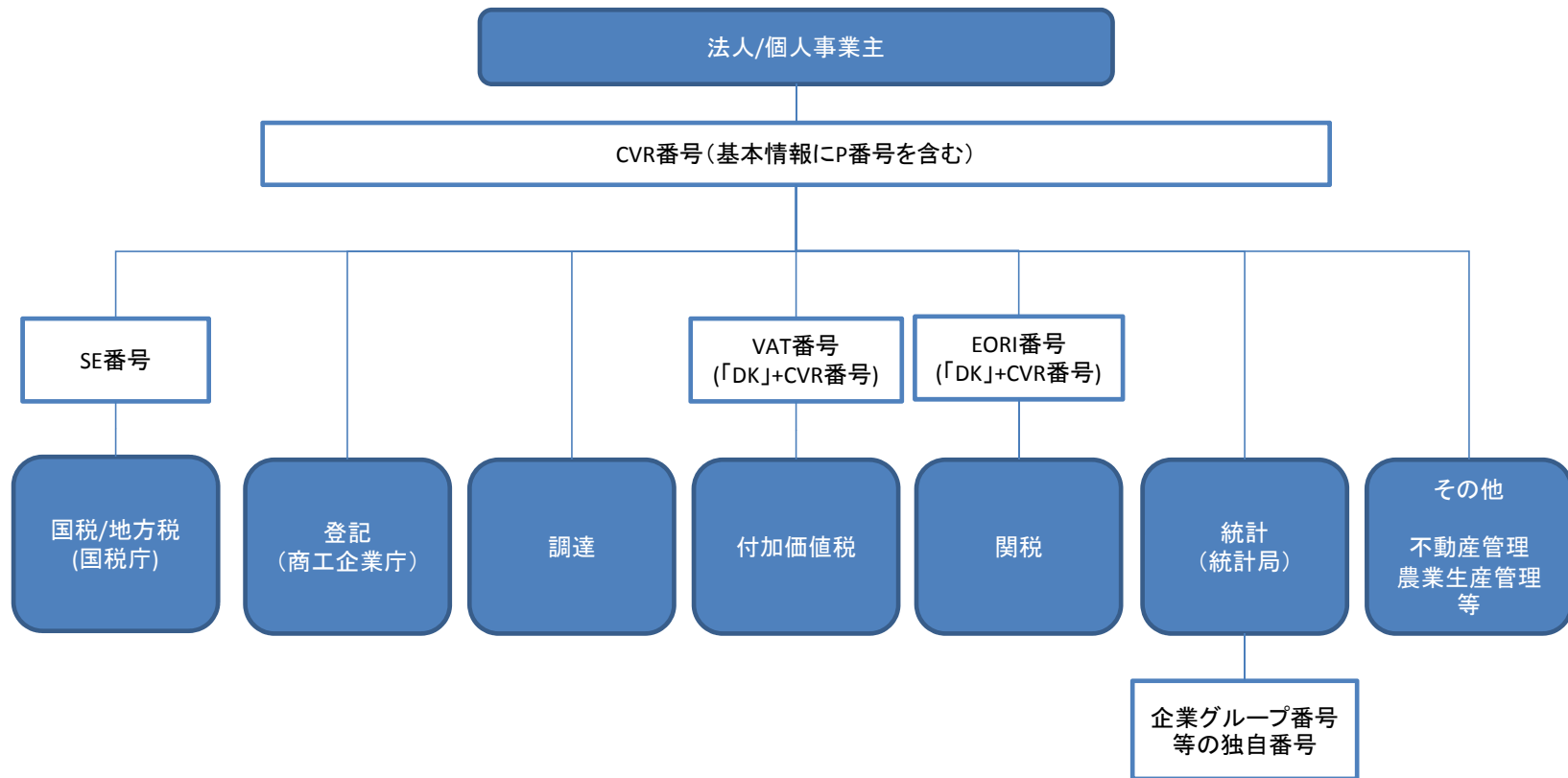
d)進捗状況

- 2011 年末まで、PEPPOL プロジェクトのサポートおよび e-PRIOR の利用促進を行う計画である。

2. デンマーク

2. 1 企業コードの導入状況

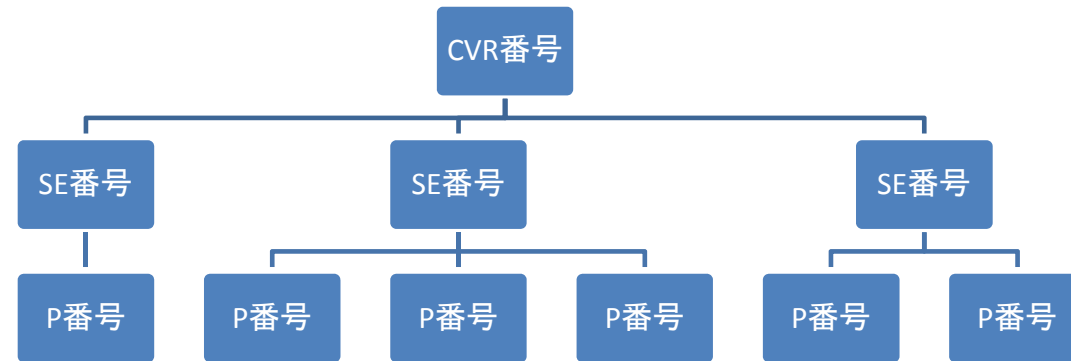
デンマークにおいて共通企業 ID として用いられているのは、商工企業庁が発行する「CVR 番号」である。番号体系を図表 II-4 に示す。



図表 II-4 デンマークにおける企業コードの体系

SE 番号は国税庁で管理される納税者番号である。1つの法人がその事業内容によって事業ごとに納税を行う場合があり、この場合、1つの法人に対して複数の SE 番号が割当てられる。また P 番号は生産拠点を表す番号である。VAT 番号や EORI 番号は、デンマークを表す「DK」の文字に CVR 番号を組み合わせたものが利用されている。

CVR 番号、SE 番号、P 番号の粒度の関係図を表すと図表 II-5 のようになる。



図表 II-5 CVR 番号、SE 番号、P 番号の粒度の関係

(1) 番号の概要

CVR 番号は、個別の事業者に対して付番される。8桁の数字であり、各桁に特別な意味は持たない。

発行された CVR 番号は原則的に変更されない。業種の追加、事務所の移転などの際には、Virk.dk から修正する。事業者登録は、休業（廃業）申告を行うことによって取り消される。

事業者登録情報として共有される主な情報は、以下の通りである。

- 法人の名称
- 住所
- 設立日
- P 番号
- SE 番号
- 電話番号
- メールアドレス
- 産業コード
- ビジネスの形態
- 従業員数

- 最新の年次決算
- 年度の開始日と終了日
- 財政状況
- 訴訟状況
- 更新日

これとは別に、建造物については BBR 番号、車両については DMR 番号、農場や畜牛については GLR/CHR 番号により管理されている。また、各個人および企業は公共機関と支払いのやりとりを行うための銀行口座番号である NemKonto Easy Account を登録する必要がある。

(2) 発行手続

CVR 番号の発行申請は、Virksom.dk から行う。フォームに必要事項を記入することにより CVR 番号が発行される。

(3) 番号の公開

CVR 番号は、事業者間の取引にあたって把握する必要があるほか、ホームページ等の企業概要に記載されている、公知の番号である。事業者情報については、行政機関や一般国民が Virksom.dk から、事業者の登録状況（登録有無、課税の種類等）について参照することができる。また、P 番号も公開されており、各 P 番号は CVR 番号に必ず紐付いているため、P 番号からも企業を一意に特定することが可能である。

(4) 番号の変更

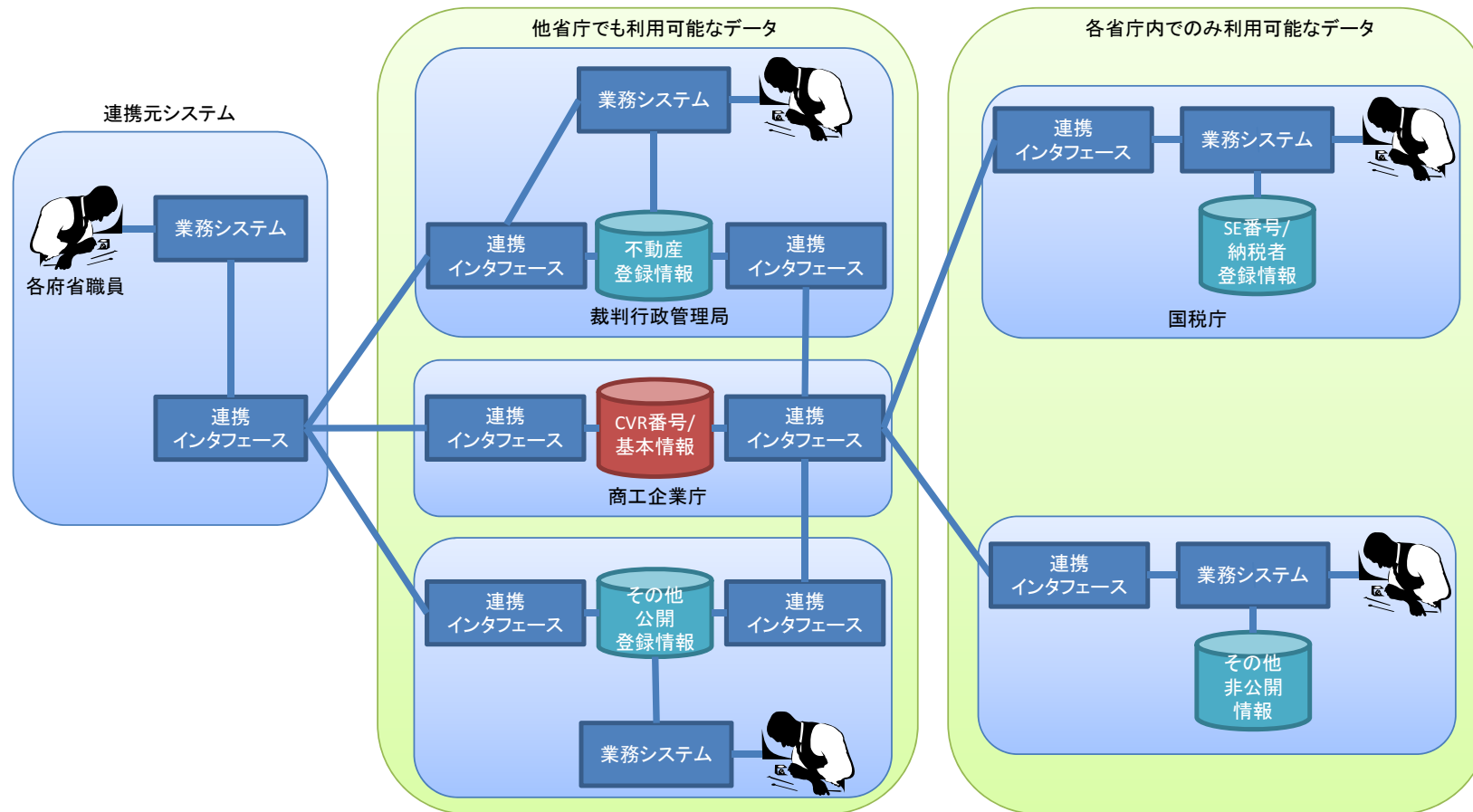
CVR 番号は基本的には変更されない。ある事業所が他の会社を買収された場合はその事業所の P 番号は変わらないが、その P 番号の親の番号となる CVR 番号は買収元の CVR 番号になる。また、会社が移転しても、あらかじめ付与されていた P 番号は変わらない。

2. 2 情報連携基盤の状況

(1) 概要

法人が登記を行うと、自動的に国税庁の納税事業者登録データベースにも登録される。また、各省庁のデータは統計局が利用することが可能であり、企業の情報については CVR で管理される。

CVR を通じた情報連携基盤を図表 II-6 に示す。他の省庁からアクセス可能なデータと、管理省庁からのみアクセス可能なデータが存在する。

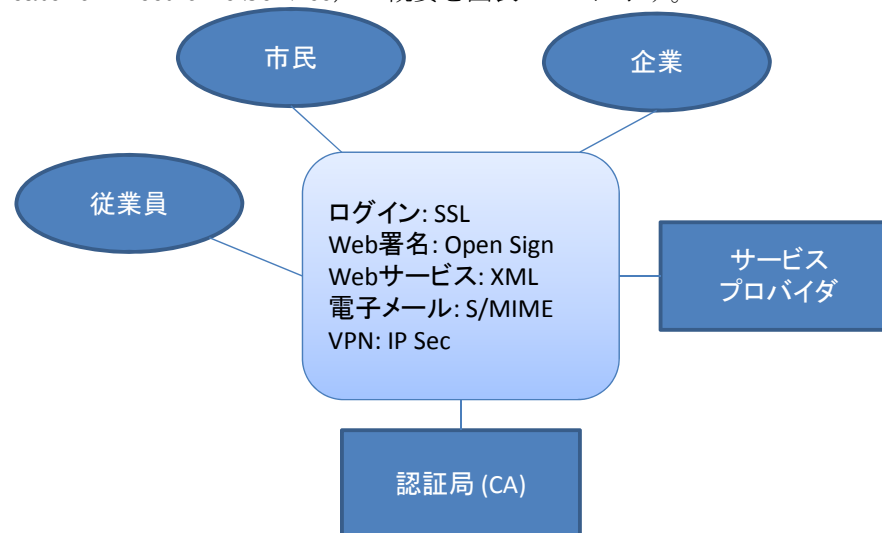


図表 II-6 CVR の情報連携

本来であれば他の省庁とも共有しても良いデータも、それぞれの省庁で管理されている場合もある。実際、各企業は同じ書類を複数回、別々の省庁に提出する必要があることもある。これらの多くは電子的に送付することが可能であるが、各省庁間で情報の連携をより活発に行うことを目指し、2015年をめどに、各省庁の水平的な連携が実現できるようデンマーク政府が取り組んでいる。

CVRの基本情報は、災害等に備えて地理的に分散した場所にコピーが保存されている。また、各省庁では、CVRの基本情報へのアクセススピードを向上させるため、コピーを保持している場合が多い。

また、CVRの基本情報を修正するためには、権限を持つ人が NemID という認証基盤システムを利用してログインする。認証基盤インフラストラクチャ (OCES: Public Certificate for Electronic Service) の概要を図表 II-7 に示す。



図表 II-7 OCES 認証基盤インフラストラクチャ

(2) 情報連携基盤の機能

CVR システムでは、現在デンマークにある全ての企業約 55 万社の情報が管理されている。システムは 24 時間 365 日稼動する。CVR システムは、Rambøll 社が開発を行い、実装に約 1 年を要した。現在、CVR システムは稼動後 12 年目に突入しており、商工企業庁はその再構築の計画を立てようとしている。

(3) 連携される情報

CVR の基本情報は全省庁で利用可能である。さらに統計局は様々な企業情報を他省庁から取得している。

(4) 情報連携基盤の利用

利用組織において独自の番号を使用している場合、CVR との紐付けはそれぞれの組織において実施する。また、紐付けのためにシステム改修等必要な場合も、当該組織の責任と負担で実施する。

(5) 民間企業の利用

CVR への情報の登録および修正は、すぐにシステムに反映される。ただし、後から書類の提出を求められることもある。また、多くの民間企業が CVR を利用して他の会社の情報を取得している。

CVR に登録されている情報の取得には、費用がかかるものとかからないものが存在する。有料のものとして、会計書は 37DKK (約 577 円 : 1DKK=15.6 円として計算)、会社レポート (CVR 番号、会社名、住所、別名、株式、創設者、役員等) は 16DKK (約 250 円)、事業所情報レポート (名称、住所、ビジネス形態、従業員数等) は 25DKK (約 390 円) が必要である。また、会社証明書、名称変更証明書、適格証明書 (公共調達時の入札時に必要。II. 2. 3 (3) 参照) 等の証明書の申請が可能である。会社証明書及び名称変更証明書は 500DKK (約 7,800 円)、適格証明書は 725DKK (約 11,300 円) が必要である。これらは電子的にも郵送でも取得することができる。

CVR に登録されている情報等を利用し、様々な可視化を行う民間のサービスも提供されている。たとえば、BiQ ApS 社が提供する Kortlægning af personers netværk では、CVR 番号と CPR 番号 (国民 ID) を利用し、個人と会社の関係、会社間の関係等を視覚的に閲覧することができる (図表 II-8)。このようなサービスは、無料のものと有料のものが存在している。

また、電子登記システムの構築、各企業の税情報の取得の電子化、Virksomheden.dk の整備、納税申告の電子化等により、2001 年時点と比較し、2010 年までに、企業と公的機関がやり取りをするコストを全体の 25.3%にあたる 78 億 DKK (約 1,220 億円) 削減することを目標としており、概ね達成できたとしている。



出典: BiQ ApS

図表 II-8 CVR と CPR を利用して作成した、個人と会社のネットワーク

(6) 情報連携実現の経緯

主に商工企業庁、統計局、労働局、国税庁がそれぞれ独自の番号体系を持っていたが、1994年ころから業務効率向上のためにコンソーシアムを立ち上げ、番号統一のための調査および議論を開始した。コンソーシアムの議長は統計局から選出された。1999年には、国税庁が管理するSE番号（納税者番号）に統一された。1999年時点での法人は、SE番号がそのままCVR番号になった。

CVRに登録されている情報を修正するためには、各企業の権限を持つ人が、自分のアカウントでログインして修正する。当初は、DanIDと呼ばれるシステムを利用し、各個人が利用するPCに電子証明書をインストールする必要があった。したがって、特定のPCからしかログインをすることができなかった。2010年からNemIDと呼ばれるシステムに移行し、CPR番号、パスワード、およびキーカードを利用して、どのPCからもログインすることができるようになった。キーカードとは、ワンタイムパスワードを利用するためにランダムな番号が列挙されている物理的なカードである。

2. 3 業務での企業コード利用状況

(1) 商業登記

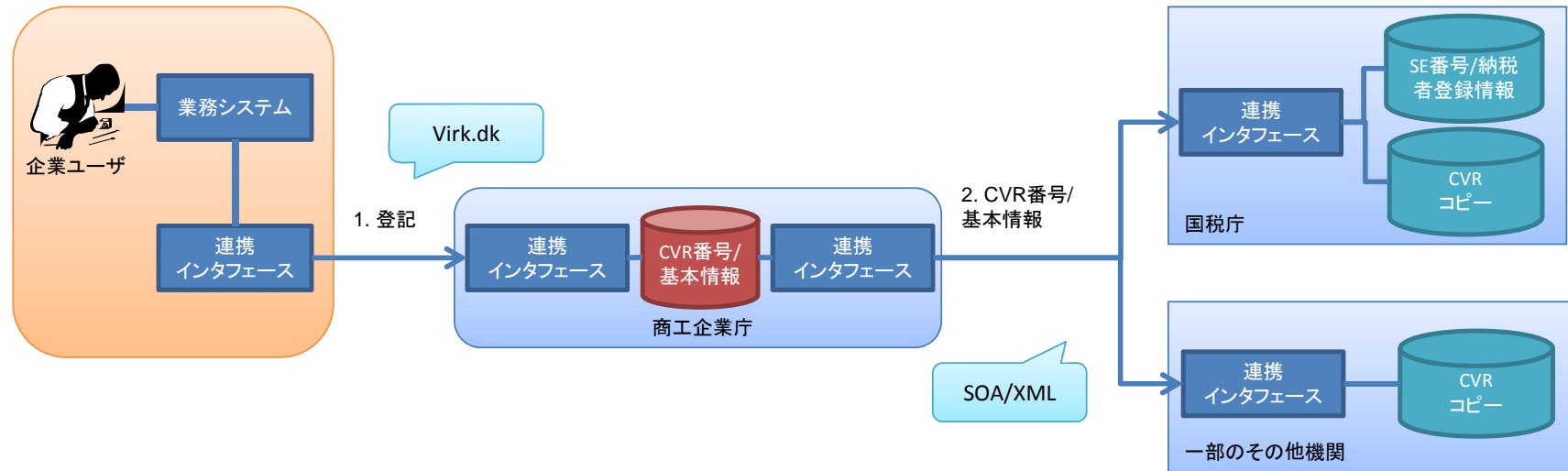
①業務の概要

デンマークにおける主な会社形態には、Anpartselskaber (ApS, 有限会社)、Aktieselskaber (A/S, 株式会社)、Interessentskab (I/S, 合名会社)、Kommanditselskab (K/S, 合資会社)、Branch (支社)がある。デンマーク商工企業庁が提供するオンラインの電子登記システムを使うことによって、新会社の法人格を取得できる。電子メールや郵送による登記も可能である。

②業務での番号使用

CVRは、個別の事業者に対して付番される。8桁の数字であり、各桁に特別な意味は持たない。

支店や各事業所についてもそれぞれ Virk.dk から登録が必要であり、それぞれ 10 桁の P 番号が付与される。なお、本店にも P 番号が付与される。すなわち、一つの CVR に必ず一つ以上の P 番号が関連付けられる。また、登記と同時に国税庁に納税者登録も行われ、SE 番号が発行される。登記の流れを図表 II-9 に示す。



図表 II-9 デンマークにおける登記の流れ

資本や代表者などに変更があった場合は、Vir.dk から修正する必要がある。修正にあたって費用はかからない。なお、会社の移転時にも、CVR 番号や P 番号は変更されない。

③番号の公開

登記の事実は、必ず公告することとされている。また、CVR 番号や P 番号、並びにそれらの基本情報は、誰でも閲覧することが可能である。

(2) 租税関連業務 (法人税業務)

①業務の概要

租税を賦課し、徴収する業務である。デンマークにおいて、法人あるいは個人事業主に課税される主要な税目には、以下のものがある。

- 法人税：国税である。デンマーク国内で登録した企業および、外国企業のデンマーク内にある支社が課税義務を負う。また、デンマークでは法人住民税は課せられない。
- 所得税：個人に課せられる税であり、国税、地方税、医療賦課税がある。デンマークに居住している者、6か月以上滞在している者、デンマーク国内を源泉とする所得を得た者は、納税義務を負う。地方税は、税務省を通じて国の所得税とともに徴収され、各地方自治体が設定した所得税率に応じて配分される。
- 付加価値税：国税である。個人・法人を問わず納税義務を負う。年間の課税売上が 3 万クローナ以下の事業者は納税が免除される。
- 環境税：国税である。環境を汚染する製品の製造および利用、汚染物質の排出、希少資源について課税される。

②業務での番号利用

企業を識別する場合は、CVR 番号が利用される。また、CVR に登録されている法人の情報を調べて利用することもある。CVR 番号により、税目に関連するデータ（代表者の資産状況など含む）を検索することができる。なお、CVR 番号が不明の場合には、P 番号や社名から検索することが可能である。

また、従業員の所得税手続きのために、各法人は所得等の情報を全て国税庁に情報を提供することが義務付けられており、この際、CVR 番号および CPR 番号を利用している。CVR の基本情報として P 番号があり、各 P 番号には、その事業所の所在地が関連付けられている。通勤者は、自宅と事業所間の通勤費を所得税から控除することができるが、その通勤費の計算に P 番号が利用されている。

(3) 健康保険

①業務の概要

デンマークでは医療費・年金等は税金から支出されており、雇用主の社会保障負担という形では算出されていないが、労働市場付加年金等の出資義務がある。例を以下に挙げる。

- 労働市場付加年金基金 (ATP)：ほぼ全ての被雇用者と自営業者が加入しており、確定拠出型の年金制度を運営している。3分の2は雇用主負担、残る3分の1を被雇用者が負担する。

- 出産育児休暇基金（Barsel.dk）：公認された独自の産休手当制度を持つ雇用者団体に属する場合を除き、民間企業や民間雇用主には、25歳以下の見習生を除く全ての給料受給者のための産休手当の分担金が課せられる。
- 経営者還付システム（AER, Arbejdsgivernes Elevrefusion）：労働者の職業訓練時に給与等を経営者、訓練校等に還付するシステムである。雇用主は掛金を支払う義務がある。
- 失業保険：失業保険受給のためには、被雇用者は失業保険基金（A-kasse）へ加入し、拠出金を納める必要がある。
- 労働市場保険スキーム（AES, Arbejdsmarkedets Erhvervssygdomssikring）：勤務中の傷害および加害者責任保険等を雇用主負担で掛ける。

②業務での番号利用

各法人を識別する場合には、CVR 番号が利用される。また、CVR に登録されている法人の情報を調べて利用することもある。

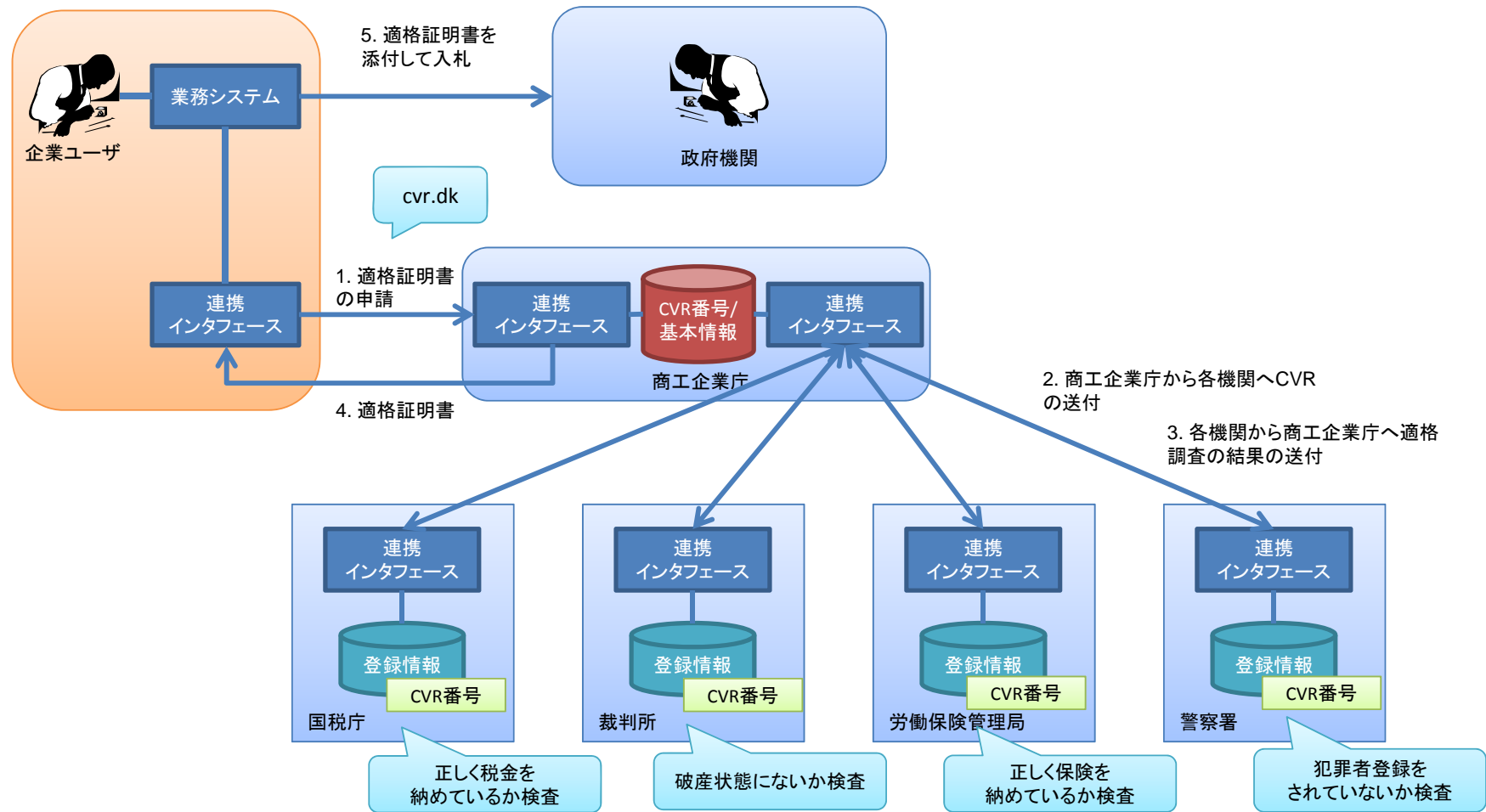
（４）公共調達

①業務の概要

中央省庁、地方自治体等が役務・サービス等を調達するため、入札処理をする業務である。公共調達はそれぞれの省庁が行う。財務省が代理で行うこともある。140 万 DKK の額を超える調達に関しては、EU 入札方式に従う。

②業務での番号使用

公共調達を行うためには、商工企業庁から発行される適格証明書が必要である。適格証明書を取得するためには CVR 番号を利用して、cvr.dk から商工企業庁を通して申請する。番号を利用した公共調達の流れを図表 II-10 に示す。



図表 II-10 デンマークにおける入札の流れ

商工企業庁への適格証明書の申請には、CVR番号が必要である。また、商工企業庁は国税庁、裁判所、労働保険管理局、警察署にそれぞれCVR番号を通知し、該当企業が適切な企業であるかどうかの検査の実施を依頼する。国税庁は、該当企業が正しく税金を納めているかどうかを検査す

る。裁判所は、該当企業が破産状態に無いかどうかを検査する。労働保険管理局は、該当企業が正しく保険料を納めているかどうかを検査する。警察署は、該当企業が犯罪者登録されていないかどうかを検査する。

③業者登録（入札資格取得）

公共調達を行うためには、商工企業庁から発行される適格証明書が必要であるが、それ以外の資格は必要無い。

④入札時の添付書類

入札にあたって必要な書類は案件ごとに異なるが、共通して適格証明書が必要となる。これは電子的に提出可能である。

（5）貿易・通関業務

①業務の概要

EUによって定められた輸出入手続きや関税制度に従って行われる。2009年から、EU加盟国内で貿易を行う企業はEORI (Economic Operators' Registration and Identification) 番号と呼ばれる番号の取得が必要となった。EORIは、国コード（デンマークは「DK」）と各国内における企業コードから構成される。

②業務での番号利用

CVR番号がEORI番号として利用される。たとえばCVR番号が11223344である企業である場合、その企業のEORI番号はDK11223344となる。EORI番号の取得のために特別な手続きは必要無いが、デンマークの商工企業庁が提供するwebreg.dkにおいて、輸出入を行う業者であることを登録する必要がある。

EUで利用されるVAT番号（II. 1. 1（1）参照）に関しても、国名コード「DK」にCVR番号が続くものを利用している。従ってデンマークにおけるEORI番号とVAT番号は同一の番号である。

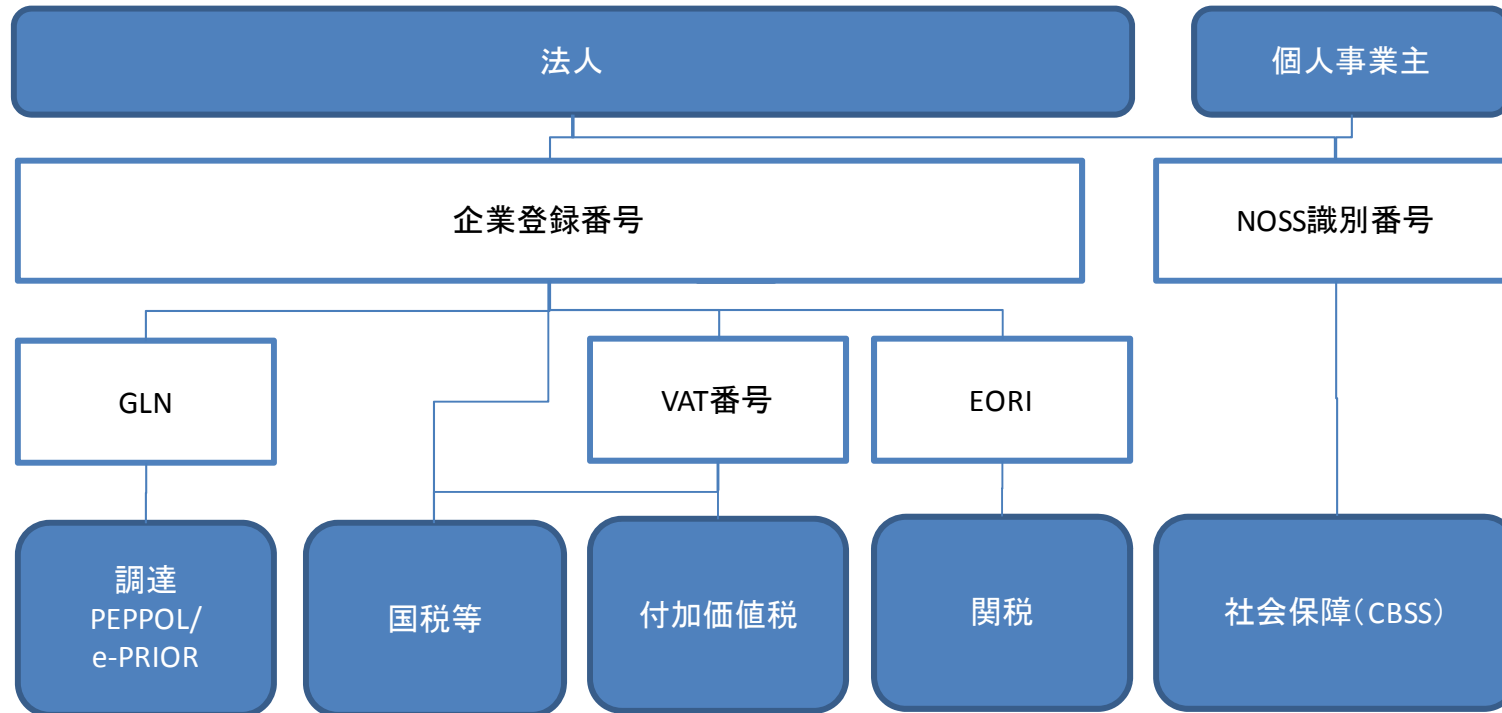
2. 4 ヒアリング調査協力機関（順不同）

- データ保護庁
- IT&テレコム庁
- 商工企業庁
- 国税庁
- 財務省
- 統計局
- X社（デンマーク現地法人） ※デンマークにおける行政システム等の構築事業者

3. ベルギー

3. 1 企業コードの導入状況

ベルギーにおける企業コードとその利用分野について、図表 II-1 1 に示す。



図表 II-1 1 ベルギーにおける企業コードの体系

税務（付加価値税を除く）と社会保障については別の体系の番号が利用されており、税務では法人登記時に取得する企業登録番号（Enterprise Number）が、社会保障については社会保障局(National Office for Social Security :NOSS)が発行する NOSS 識別番号が使われている。なお、企業登録番号は冒頭 0 を取り国名コード“BE”を先頭に付することで VAT 番号となり、付加価値税の手続に使用される。公共調達においては、PEPPOL/e-PRIOR に基づき、GLN が用いられるが、ベルギーにおいては企業登録番号と一対一対応したものを GLN として利用している。

社会保障分野では、CBSS (Crossroads Bank for Social Security) と呼ばれる連携基盤が整備されている。社会保障情報基盤の詳細については 3.2 において説明する。

企業登録番号は 10 桁の番号で、冒頭 1 桁が 0、下 9 桁が 0~9 の数字で構成される。現行の番号体系は 2003 年に法整備が行われている。なお、支店には冒頭 1 桁が 2~9 で始まる支店番号 (Branch Number) が発番される。

企業登録番号および支店番号は公開番号で、自由に利用することができる。

3. 2 情報連携基盤の状況

社会保障分野では、NOSS が CBSS と呼ばれる情報連携基盤を運用しており、国、地方、地域および公的サービスを提供する民間企業 (エネルギー、水道、公共交通機関) およそ 3,000 機関が、1,000 万の社会保障受給者と 23 万の雇用者情報を連携している。CBSS は、WOPM (Write Once, Publish Many) という、「一度受け付けたデータは、内部での情報共有により変換利用する」というコンセプトで、1991 年から運用されている。この WOPM というコンセプトにより、同じ情報を必要とするが読み込み形式の異なるアプリケーションにおいても、同じ情報源を用いることが可能となっている。また、データは分散管理を基本としている。

基盤上で流通する情報は全て XML によりデータ形式を定義している。また、SOAP 連携によりアプリケーション間で情報のやり取りを行っているため、大量情報のバッチ処理によるデータ連携が可能となっている。

CBSS 上で社会分野以外の関係者のために交わされた電子メッセージには費用 (1 件につき 0.011 ユーロ=1.7 円) が請求される。それ以外の情報のやり取りについては費用発生しない。

3. 3 業務での企業コード利用状況

(1) 法人登記業務

① 制度の概要

ベルギー国内で認められる企業形態は、株式会社 (nv/sa)、私的有限責任会社 (bvba/sprl)、無限責任共同会社 (cvooha/scris) と有限責任共同会社 (cv/sc) である。

ベルギーで事業活動を行うものはすべてクロスロード・データバンク (Crossroads Bank for Enterprises :CBE) と呼ばれる企業データベースに登録し、行政手続の簡素化、行政サービスの効率化を図っている。

CBE に登録することで、企業登録番号または支店番号が付番される。

② 手続の概要

a) 登記

- 発起人(またはその代理人)は、設立趣意書(chart of incorporation)、財務計画書(financial plan)、上記銀行口座証明書(bank attestation)を持参し、公証人 (Notary Public) の面前に出頭する。公証人は会社設立証書(notary deed of incorporation)を作成する。
- 公証人は各地区の商業裁判所 (Commercial Court Registry) にて会社設立証書の登録手続きを行う。手続終了後、CBE に企業情報が登録され、企業登録番号または支店番号が入手可能となる。
- 会社設立証書をベルギー官報 (Belgian Official Gazette) に公告する。

(2) 租税関連業務 (法人税業務)

① 制度の概要

法人あるいは個人事業主に課税される主要な税目には、以下のものがある。

- 法人税
- 付加価値税 (VAT)
- その他特別税

② 手続の概要

a) 法人設立申告および事業者登録

- 登記手続終了後に、VAT の管轄税務署、または連邦経済省企業窓口 (Guichets d'entreprise) に対して付加価値税 (VAT) 番号の取得を申請する必要がある。
- VAT の課税対象外である会社 (保険会社等) については VAT 番号を取得する必要がある。

(3) 社会保険、労働保険業務

① 制度の概要

労働者、自営業者、公務員に対して、雇用安定、労災、疾病、失業、高齢者扶助、子育て支援などの社会保障が、また、障害者福祉、各種手当が提供されている。

社会保障に関連する個人番号としては eID が付番されている。国民は 12 歳になると eID と呼ばれる個人識別番号を付与され、IC カードが配布される。社会保障カードは以前配布されていたが、2011 年までに個人識別用 IC カードに統合される予定である。

②手続の概要

a)企業設立時の手続

- 企業は設立時に、NOSS に設立の登録を行う必要がある。登録は、CBSS のオンラインポータルからも行うことができる。この時、NOSS 識別番号 (National Office for Social Security identification number)として 12 桁の番号が発行される。

(4) 公共調達

①応札資格申請手続

応札資格について、入札に先立って登録する必要はない。

②応札手続き

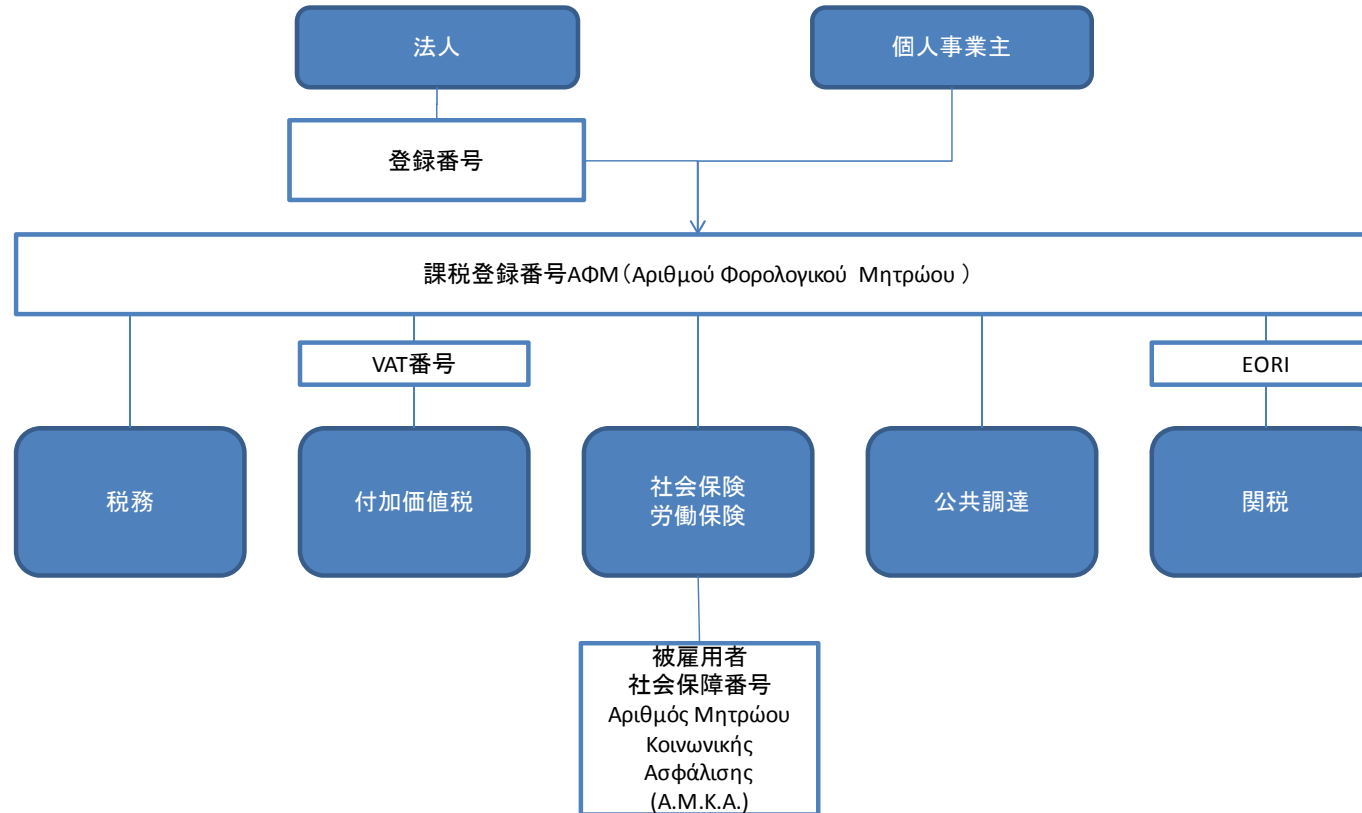
応札にあたっては、企業登録番号が必要である。

なお、PEPPOL/e-PRIOR で使用する GLN は、ベルギーにおいては企業登録番号 (10 桁) に対し、国番号 (2 桁) とチェックディジット (1 桁) を付したものが使用されている。

4. ギリシャ

4. 1 企業コードの導入状況

ギリシャにおける企業コードとその利用分野について図表 II-1 2 に示す。



図表 II-1 2 ギリシャにおける企業コードの体系

税務及び社会保障（徴収）では、税務署が発行する課税登録番号（AFM・ΑΦΜ）が使用されている。AFMは9桁の番号で、法人・個人を問わず発行される。通関手続ではEU共通番号としてEORIが用いられているが、AFMを元にして付番されている。

また、法人登記にあたっては、登録番号（register number）が発番されている。

4. 2 情報連携基盤の状況

ギリシャでは、内務行政分権省（Ministry of Interior, Public Administration and Decentralization）が運営する ERMIS（<http://www.ermis.gov.gr/>）が情報連携基盤としての機能を持つ。ERMIS は 2008 年 6 月より運用が開始された行政ポータルであり、国・地方自治体を通じた 2,000 種類以上の手続が提供されている。証明書等についてはオンラインのみで発行を受けることも可能となっている。

国・地方自治体を通じた行政ネットワークである SYZEFXIS（2001 年運用開始）上に構築されており、2009 年 1 月には、すべての公共 IT システム／サービスが ERMIS と連携することになった。

システムの構築に要した費用は€5,000,000-10,000,000（約 5 億 8,500 万円～11 億 7,000 万円）、年間の運用費用は€300,000-499,000（約 3,510 万円～5,838 万円）である。

（1）情報連携基盤の機能

ERMIS の提供する機能は、以下の 3 つに分類することができる。

- 情報提供機能：市民や事業主体が必要とする手続などに関する情報を提供する。情報を検索するために、目的別・分野別・利用者属性別・提供機関別及びキーワード検索の 5 つの手段が提供されている。
- 相互運用：政府機関・地方自治体が運営する他の行政システムと連携し、市民や事業主体が行った申請や手続を処理する。ERMIS の構築と並行して、相互運用を実現するためのフレームワークが策定されており、それに従った連携を行っている。連携は、SOAP によって行っている。
- セキュリティ通信：利用者の認証を行うとともに、利用者の属性に応じた権限の割り当てなど行うことができる。

（2）情報連携実現の背景

ERMIS の前身となるのが、市民サービスセンター（Citizens Service Centres）が開設していた Web サイト（Citizens Service Centres portal）である。市民サービスセンターは 2002 年より、ワンストップ行政手続の拠点として設置されてきたものであるが、相互に IP ネットワークによって結ばれ、職員が共通に利用する業務システム「e-KEP システム」によって電子証明書の発行やリアルタイム処理が行われている。

このうち Web サイトについては、行政組織別の構成となっている、あるいは電子申請機能が十分でないなどの課題があったため、こうした課題を解決し、行政ポータルとして十分な機能をもつものとして ERMIS が構築されることとなった。

4. 3 業務での企業コード利用状況

（1）法人登記業務

①制度の概要

民法上の法人について、その重要事項を公にするために、商業登記簿に記載する業務である。登記は、一審裁判所に対して行う。

企業形態には、主に株式会社、有限会社、パートナーシップ（合名会社または合資会社）の3種類がある。

② 手続の概要

a) 登記

- 商工会議所における社名の承認、定款への署名、銀行口座開設等の手続を行った後、一審裁判所に対して登記の申請を行う。
- 商業登記によって登録番号（register number）が発行される。登記の事実は、官報（the Official Gazette）に公告される。

b) 更新・変更

- 登記には、特に有効期限は設けられていないようである。また、登記事項に変更が発生した場合は、変更登記の申請を行う。

（2）租税関連業務（法人税業務）

① 制度の概要

ギリシャにおいて、事業主体に課税される主要な税目は以下の通りである。

- 法人税：登記された法人に課税される。
 - 所得税：個人事業主に対して事業所得として課税される。
 - 付加価値税（VAT）：すべての事業主体が、事業開始に先立って登録を行う必要がある。
- これらの他に、印紙税、不動産税、相続税などの税目が存在する。

② 手続の概要

a) 事業者登録

- 管轄の税務署に、事業者として登録する。
- 登録にあたっては、代表者の課税登録番号や登記謄本（法人の場合）が必要となる。なお、登記謄本には登記によって発行された登録番号が記載されている。
- 登録によって、事業主体に対する課税登録番号が発行される。

(3) 従業員の租税関係業務

雇用主は、従業員の所得に応じた所得税及び社会保険料（拠出金）を控除し、従業員に代わって納付する義務がある。従業員 500 人以上であれば毎月、それ以下であれば隔月で納付する。

雇用主は 2 月 15 日までに、年間の支払額と源泉徴収額源を記載した帳票を従業員に交付し、またその写しを 3 月中に税務署に提出する必要がある。

(4) 社会保険・労働保険

①制度の概要

ギリシャにおける社会保険・労働保険には、ギリシャ社会保険研究所（The Greek Social Insurance Institution）が運営し、主に給与所得者が加入する IKA（Idryma Kinonikon Asfaliseon）、農業従事者が加入する農業保険機構（Organismos Georgikon Asfaliseon - OGA）、自営業者が加入する（Tameio Emporikon Viomihanikon の Epihiriseon - TEVE）この他、公務員や軍人を対象とした制度も存在する。このうち最大のものが IKA であり、医療保険、年金、労災保険、介護保険などを提供している。なお、失業保険については、人材雇用機構（Manpower Employment Organization: OAED）が提供する。

制度は基本的に、雇用主及び被雇用者が給与に応じて支払う税によって運営される。

②手続の概要

a) 加入手続

- IKA への加入手続は、原則として雇用主が行う。手続にあたっては、被雇用者の社会保障番号が必要となる。
- 最初の従業員を雇用した時点で、OAED への手続も別途必要である。

b) 給付

- 失業保険を除く給付手続には、雇用主は関与しない。手続は基本的に、給付を受けようとする者の社会保障番号を用いて行われる。

(5) 貿易・通関業務

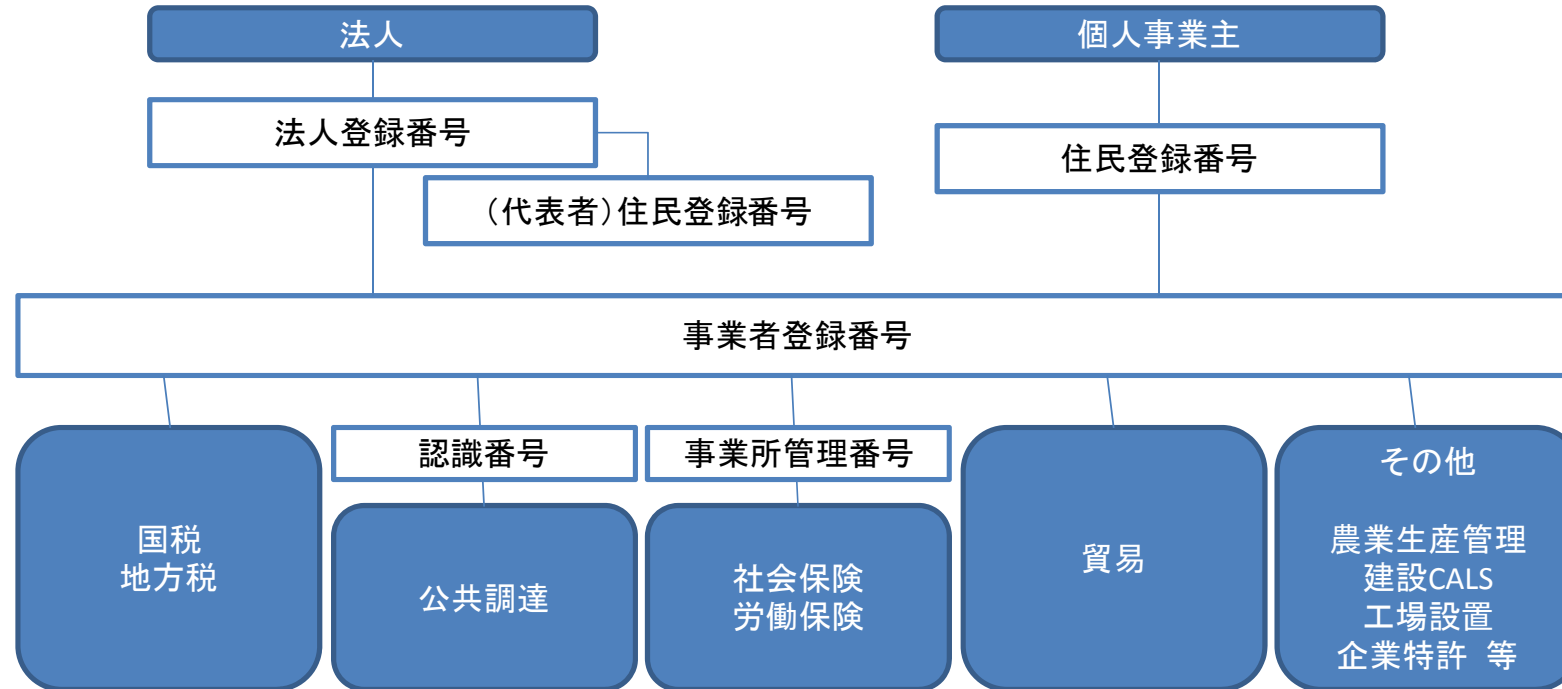
他の EU 加盟国と同様、EU によって定められた輸出入手続きや関税制度に従って行われる。2009 年から、EU 加盟国内で貿易を行う企業は EORI (Economic Operators' Registration and Identification) 番号と呼ばれる番号の取得が必要となっているが、ギリシャ企業の EORI は、国コード GR と AFM から構成される。

EORI 番号取得のためには、関税当局に対する申請が必要である。

5. 韓国

5. 1 企業コードの導入状況

韓国において共通企業 ID として用いられているのは、国税庁が発行する「事業者登録番号」である。



図表 II-1 3 韓国における企業コードの体系

電子政府法（2001年7月施行）に基づき共通企業 ID として指定されたとされるが、それ以前から、広範な行政分野で事業者登録番号が共通企業 ID として使用されてきた模様である。

(1) 番号の概要

事業者登録番号は、個別の事業者に対して付番される。形式は以下の通りである。

- 税務署番号 (3桁) -事業者種別 (2桁) -一連番号 (5桁:最終桁は CR)

ここでの事業者とは、「人的および物的設備を備えて、継続的に事業や事務が行われる場所（地方税法第172条第6号）」であり、法人個人の別は問わない。

発行された事業者登録番号は原則変更されない（事業者種別が変更された場合を除く）。業種の追加、事務所の移転などの際には、「事業者登録訂正申告書」を提出する。移転の場合の申告は、新旧双方の税務署に提出する必要がある。

事業者登録は、休業（廃業）申告を行うことによって取り消されるが、税務署から事業者・事業主に連絡がつかない場合や、あるいは地方自治体・健康保険公団からの連絡により、職権で抹消等行う場合がある。この場合は、管轄の税務署がデータの更新を実施する。

事業者登録情報として共有される情報は、以下の通りである。

- 基本情報：商号、事業者登録番号
- 事業主情報：代表者住所、住民登録番号（法人登録番号）
- 事業者情報：事務所所在地、開業年月日、事業者登録年月日、業種、種目
- 共同事業者情報

(2) 発行手続

事業者登録番号の発行申請は、管轄の税務署に対して「事業者登録手続」として行う。申請が認められると、別紙の「事業者登録証」が交付される。登録にあたっては、書類審査のみではなく実地調査も行い、事業実態が存在することを確認する。

事業者登録手続にあたって、法人は法人登録番号が記載されている法人登記簿謄本及び代表者の住民登録番号が、個人事業者は事業主の住民登録番号が必要である。ただし、法人登記簿謄本は情報連携を承諾する場合は省略可能である。

(3) 番号の公開

事業者登録番号は、事業者間の取引にあたって把握する必要があるほか、ホームページ等の企業概要に記載されている、公知の番号である。

事業者情報については、行政機関が後述する情報連携基盤を通じて表示できるほか、一般国民も国税電子申告・納税システム **hometax** あるいは国税庁のホームページから、事業者の登録状況（登録有無、課税の種類等）について参照することができる。なお、事業者登録情報の情報連携基盤を通じた表示回数は2009年実績で2,608,771件であり、情報連携基盤利用件数の5.7%である。

5. 2 情報連携基盤

(1) 概要

法人登記情報・事業者情報を含む行政情報の連携は、行政安全部傘下の「行政情報共有センター (Public Information Sharing Center: PISC)」が中核となり、行政安全部が運営するネットワーク (電子政府統合網) を経由して行っている。センターは自ら情報を管理するのではなく、情報提供機関と利用機関を仲介する役割を果たしている (分散管理)。

共有システムは基盤構築 (2005年12月~2006年8月) 1次開発 (2006年9月~2007年3月) 及び2次開発 (2007年12月~2008年10月) の3次にわたって開発された。開発費用は概ね350億ウォン (約28億円: 10ウォン=0.8円として計算) である。現在は大田及び光州の政府統合電算センターで稼働しており、参加機関は422の機関 (国・地方行政機関、公社、大学、銀行等金融機関) である。センターが実現する情報共有のイメージについて図表 II-14に示す。



図表 II-14 行政情報共有センターによる情報連携のイメージ (出典: 行政情報共有センター資料)

センターは、電子政府法 37 条に基づいて設置されており、16 名の職員が在席する。運営費は 2010 年度で 32 億 5,500 万ウォン（約 2 億 6,040 万円）、2011 年で 33 億 5,200 万ウォン（約 2 億 6,000 万円）である。また、利用機関からの利用料等の徴収は行っていない。

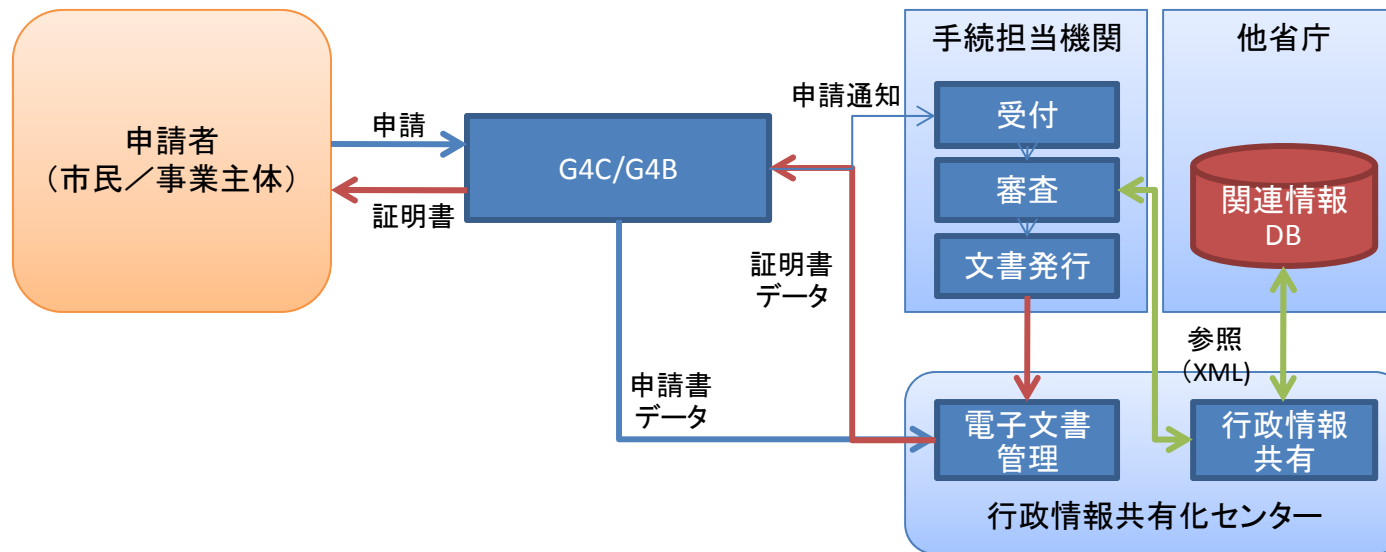
(2) 情報連携基盤の機能

「行政情報共有センター」が提供する機能は以下の通りである。

- **Information Inquiry Service:** 共有対象の情報を、画面で表示する機能。特に住民登録や不動産登記、商業登記の内容確認に多く用いられている。23 機関が提供する、92 種類の情報が利用できる
- **Information Exchange Service:** 情報の送信機能。利用機関から別の利用機関に情報を送信する (Transfer) ほか、複数機関への一括送信 (Distribute)、複数機関からの集約 (Collect)、複数機関から集約して複数機関に送信 (Collect and Distribute)、それ以外 (Customized) の形態での送信が行える。税務署から市・郡及び健康保険公団に対して、事業者登録の内容を登録時に送信したり、年度末に所得データを一括で送信したりする等、286 機関の間で、146 種類の情報を取り扱っている。システム間の連携は SOAP により実現している。また、データは基本的に XML 形式で送信される。
- **Electronic Public Document Management Service:** 文書管理機能。証明書等の発行も可能。27 機関が提供する 1,007 種類の文書を取り扱っている。
- **Government Information Location Service:** 行政情報の検索機能。API としても提供している。
- **Information Protection Service:** 情報の秘匿性、真正性など維持するための機能。利用者や端末の認証によるアクセス制御、閲覧履歴の管理、PKI を用いた暗号化などが行われている。
- **PIS Consulting Service:** 新規の情報共有実現のためのコンサルティングサービス

Information Inquiry Service を使用した、市民向けポータル G4C あるいは企業向けポータル G4B を経由した証明書発行の仕組みについて、図表 II-15 に示す。

なお、G4B へのログインには、①ユーザ ID/パスワード、②電子証明書（利用者登録時に登録）、③公共 I-PIN（行政安全部が発行する個人識別番号：住民登録番号と対応づけられているが任意に変更が可能であり、流出時の被害を軽減できるとされる）の 3 つの方法が使用できる。G4B は企業向けポータルであるが、利用者登録は個人（外国人、在外外国人含む）及び事業者（法人及び個人事業主）のいずれとしても行うことができる（事業者として登録すると会社設立申請が出来ない等、利用できる手続は異なる）。個人として登録する場合は住民登録番号、事業者として登録する場合は事業者登録番号が必要となる。



図表 II-1 5 G4C/G4B ポータルと行政情報共有化センターを通じた証明書発行の仕組み

(3) 連携される情報

画面表示によって連携される 92 種類の情報のうち、事業者登録番号から検索できる情報に含まれるものには、例えば以下のものがある。

- 事業者登録情報
- 事業者休・廃業証明
- 法人登記情報
- 地方税納税証明
- 自動車税納税証明
- 資産税納税証明

個人 ID (住民登録番号) を含む情報の場合は、必要に応じて、登録機関及び利用機関が紐づけて管理している。

(4) 情報連携基盤の利用

利用組織において独自の番号を使用している場合、共通企業コード(事業者登録番号)との紐付けはそれぞれの組織において実施する。また、紐付けのためにシステム改修等必要な場合も、当該組織の責任と負担で実施する。

電子政府法 44 条では、情報を提供する機関が情報を利用する機関に手数料を請求できることとなっている。

(5) 民間企業の利用

銀行は利用機関として加わっており、口座を開設する際の本人確認や資産状況の確認に使用している。
また、専用の回線と画面を用意して、民間企業が採用にあたって本人確認を行える機能を提供している。

(6) 情報連携実現の経緯

情報連携に向けた試みは、2002 年にいったん開始したもののいったんは頓挫した。2005 年の大統領令で再度の取り組みを開始して以降は顕著な進展を見ている。

情報連携が成功している理由の一つは、情報連携基盤である行政情報共有センターが、人事・組織に関する権限を持つ行政安全部の傘下にあることが挙げられる。また、情報共有推進団には主要な情報提供機関から委員を参加させて調整にあたらせており、ここで難航した案件は国務総理（大臣）が調整することとなっている。

また、電子政府法 3 条で、行政情報の共同利用に積極的に協力する責務を定めていることも理由の一つとされている。

5. 3 業務での企業コード利用

(1) 商業登記

①業務の概要

民法上の法人について、その重要事項を公にするために、商業登記簿に記載する業務である。

韓国における会社形態には、合併会社・合資会社・株式会社・有限会社の 4 種類がある。いずれも、主たる事務所の所在地の登記所において設立登記を行う必要がある（民法 33 条）。

また、インターネット登記所から登記を行うことも可能であるが、この場合、申告内容を印字して窓口に添付書類とともに持参する方法と、添付書類に署名を行ってオンラインのみで手続を行う方法とがある。法律事務所に手続を委任した場合は、通常書面で手続きすることが多い。

②業務での番号使用

商業登記によって法人登録番号及び登記番号が発行される。法人登録番号の形式は以下の通りである。

- 登記所番号（4 桁）団体種別（2 桁）-シリアル番号（6 桁）チェックディジット（1 桁）

なお、支店についても登記を行う必要があるが、法人登録番号は発行されない。

商号や支配人、資本、代表者などに変更があった場合は、管轄の登記所に届け出る必要がある。ただし、商号が変わった場合や管轄を超えて移転した場合でも法人登録番号は変更されない（登記番号は新規に発行される）。なお、移転時には、現登記所において廃業手続を行った上で、新登記所において登録することとなる。

登記は、3年に一度再登録する仕組みとなっている。これを5年間行わないと解散とみなされ、登記簿上にその旨表記される。代表取締役・理事及び監事、支店のある場合はその支配人の氏名と住民登録番号もあわせて登記する。

③番号の公開

登記の事実は、必ず公告することとされている。また、法人登録番号を含む登記簿は、誰でも閲覧することが可能である。

(2) 租税関連業務（法人税業務）

①業務の概要

租税を賦課し、徴収する業務である。韓国において、法人あるいは個人事業主に課税される主要な税目には、以下のものがある。

a) 国税

- 法人税：韓国国内に本店又は主事務所を置いた法人（内国法人）、および韓国国内から発生した所得がある外国法人が課税義務を負う。
- 所得税：韓国国内に住所を置くか、1年以上居所を置いた個人（個人事業主を含む）、あるいは韓国国内を源泉とする所得を得た個人（同）が納税義務を負う。課税標準は、課税年度に発生した総合所得（利子所得、配当所得、事業所得、勤労所得等）と退職所得、譲渡所得、山林所得である。
- 付加価値税：個人・法人を問わず、財貨または用役を提供する者が納税義務を負う。課税標準は、財貨又は用役の取引によって得た付加価値額である。

b) 地方税：

- 住民税：市・郡内に住所を置いた個人、市・郡内に事務所又は事業所を置いた法人及び市・郡内に事務所又は事業所（小規模のものは除く）を置いた個人に均等割が、市・郡内において所得税・法人税・農地税の納税義務がある個人及び法人に所得割が課税される。所得割の課税標準は法人の場合法人税の、個人の場合は所得税、法人税あるいは農地税の課税額である。
- 事業所税：課税対象となる市・郡内に事業所（課税基準日時点で1年以上休業している事業所を除く）を置いた法人および個人事業主に課税される。課税標準は、課税基準日現在の事業所延面積（財産割）および従業員に支給した当該月給与の総額（従業員割）である。
- これらの他に、自動車税や総合土地税、都市計画税など動産・不動産の所有などに係る税目があり、所有状況によって法人あるいは個人事業主にも賦課される。

②業務での番号利用

すべての税目について、国税庁で発行した「事業者登録番号」を使用する。例えば、車両の保有についても保有者の事業者登録番号あるいは住民登録番号とともに登記され、これをもとに自動車税が課税される。番号の発行手続については、5. 1 (2)を参照。なお、複数の事業所を持つ事業主のために、一括して申告するための手続も設けられている。

電算化以前であれば、統一的に管理することそのものが不要であったため、税目別に別の番号が使用されていた可能性はあるが、電算化以降では事業者登録番号を共通に用いている。

(3) 健康保険

①業務の概要

健康保険公団が運営する、国民健康保険制度である。2000年に全ての職場組合や地域保険組合が統合され、全国民が同一の保険に加入することとなった。職域保険と地域保険に区分されており、職域保険については雇用者が手続を実施する。また、保険料は雇用者と労働者が折半して支払う。

社会保険としては、他に「国民年金」および「介護保険」、労働保険として「雇用保険」「産業災害保険」が運営されている。これらの保険料の徴収は、今年1月から健康保険公団に一元化された。

職域保険への加入事業所数は、2009年時点で958,899である。

②業務での番号利用

社会保険及び労働保険分野の共通番号として、事業所管理番号(10桁)を使用している。

事業所管理番号は、従来は業種などによって付番する体系であったが、3年前に、事業者登録番号に基づく付番体系に変更した(事業者登録番号の末尾に"0"を付加)。変更の背景としては、事業所管理番号よりも事業者登録番号の方が加入者にとってなじみが深いため、問い合わせや手続が円滑になること、また、電子政府法(正式には電子政府法施行令に基づく行政安全部告示)に基づき利用が指定されたことがある。

現在は、納税義務がない組織を除く事業(およそ9割)が、新しい付番体系に基づく事業所管理番号を使用している。

諸手続では、事業所管理番号と事業者登録番号のいずれを用いることもできるが、「採用届」など事業所名だけで行われている事例も存在する。

③番号の発行

会社又は事業所で最初の労働者を雇用した時点で、事業所加入資格取得申告書を提出する。国民年金、健康保険及び雇用保険に同時に加入手続を行うことができる。申告書には、事業所管理番号および加入する被雇用者の住民登録番号(被扶養者がいる場合は被扶養者の住民登録番号)を記入する。なお、健康保険については、5人以上を雇用する事業所(強制加入)及び、被雇用者が2人以上で希望する事業所が対象である。加入対象者には、事業所の勤労者及び事業主のほか、公務員及び教職員が含まれる。

国民健康保険の加入時には、事業者登録証及び加入者の住民登録簿本が必要とされているが、いずれも情報連携基盤の利用を承認すれば省略可能である。

④導入の効果

国税庁より年度末に税務情報が送信されてくるため、健康保険向けの申告が提出されない場合や税務情報と申告に食い違いがある場合に、税務情報に基づいた賦課を行うことができるようになった。

(4) 公共調達

①業務の概要

中央省庁、地方自治体等が役務・サービス等を調達するため、入札資格がある事業者を管理したり、入札処理をしたりする業務である。

韓国における公共調達は、地方自治体が行うものも含めてすべて調達庁に一元化されている。このため、いったん入札業者として登録すると全ての省庁及び地方自治体等に対して入札を行うことができる。また、指名停止処分を受けた場合、すべての省庁・自治体に連座することになる。

入札資格の登録や入札は、調達庁が運営する国家総合電子調達システム（ナラジャント）を通じて実施する。

②業務での番号使用

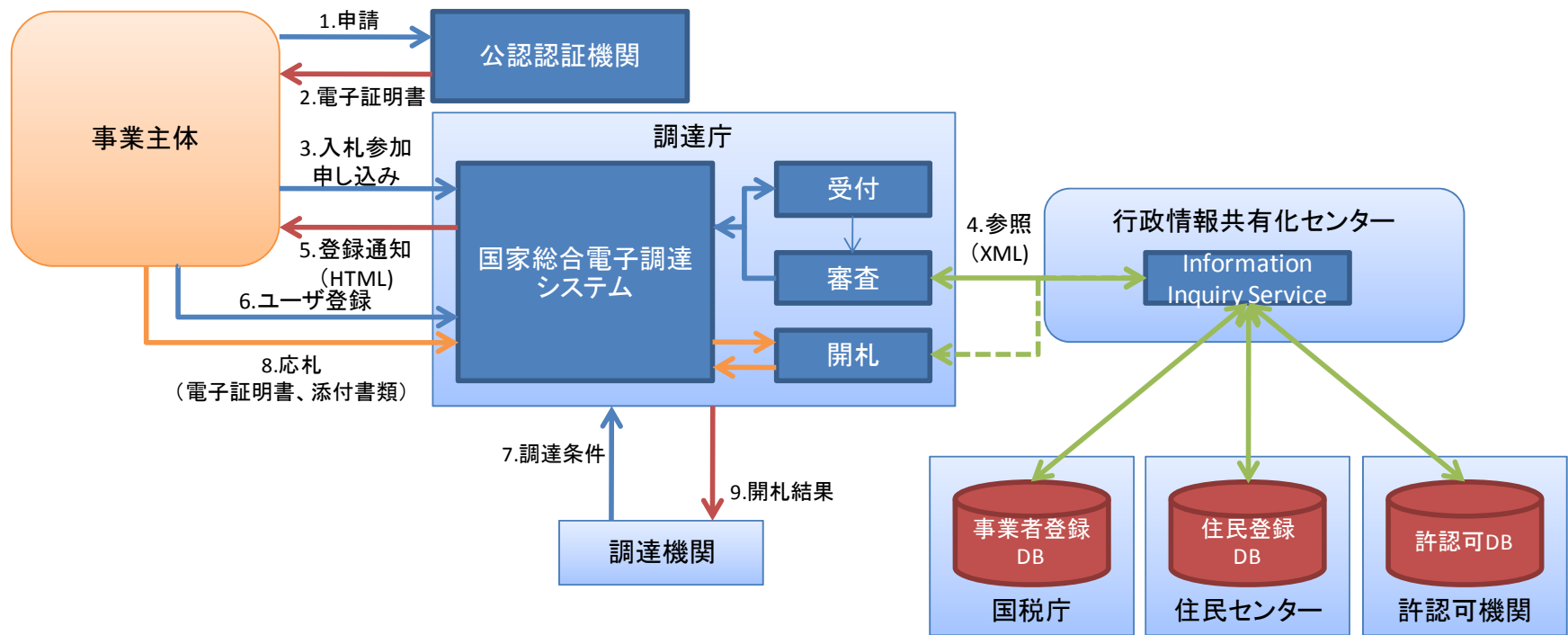
落札者の公表などの外部に対する情報提供では、国税庁の発行する事業者登録番号を使用している。

また、医療機器など許認可が必要な調達資格を表現するため、「業務コード」を発行・管理している。業務コードは事業者の申請により、調達庁が許認可や有資格者の有無等を確認した上で発行する。

③業者登録（入札資格取得）

公共調達への入札資格取得は、事業者単位で行う。資格取得申請にあたっては、国税庁の発行する事業者登録番号が必要である。手続は以下の手順で行う。なお、応札を含めた一連の流れについて図表 II-16 韓国における公共調達の流れに示す。

- ① 公認認証機関のうち1ヶ所を選択して、公共調達用の証明書の発行を受ける（図中 1,2）。
- ② 国家総合電子調達システムから「競争入札参加申込書」を送信し、必要書類を郵送あるいは提出する（図中 3）。
- ③ 調達庁において審査を行い、申請内容と書類が一致していれば登録する（図中 4,5）。
- ④ 申請内容の進行状況については、国家総合電子調達システムから確認が可能である。
- ⑤ 資格登録が行われた後、国家総合電子調達システムにおいてユーザ登録を行うと、入札に参加できるようになる。



図表 II-16 韓国における公共調達の流れ

④入札時の添付書類

入札にあたって、納税証明書等、政府機関や地方自治体が発行した書類が必要な場合、情報連携の対象となっていれば省略することが可能。一方、ISO 認証や財務状況など、行政機関が作成した以外の情報が求められる場合は、別途書面での提出が必要である。

(5) 貿易・通関業務支援

①業務の概要

決済や通関手続を含む貿易業務全般の遂行を支援するシステムとして、uTradeHub が運用されている。uTradeHub のシステム概要について、図表 II-17 に示す。

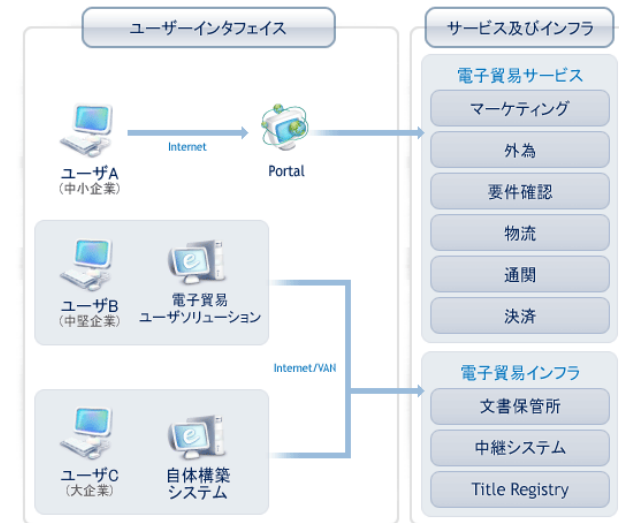
貿易に関わるおよそ 10 万社のうち、約 2.5 万社が使用している。

②業務での番号利用

u-TradeHub を利用しようとする事業者は、まずユーザ登録を行う。ユーザ登録を行うには、国税庁の発行する事業者登録番号が必要である。1 つの事業者登録番号に対して、最大で 10 のユーザ ID が発行される。

関税の申告などの公共機関のシステム、あるいは国内銀行のシステムと連携する場合には、事業者登録番号を使用する。一方、海外の関係機関と連携する場合は、事業者登録番号が利用できないため、事業者名を使用する。

事業者登録番号が変更された場合は、利用者が登録情報の変更手続きを実施する。



図表 II-17 uTradeHub の機能構成

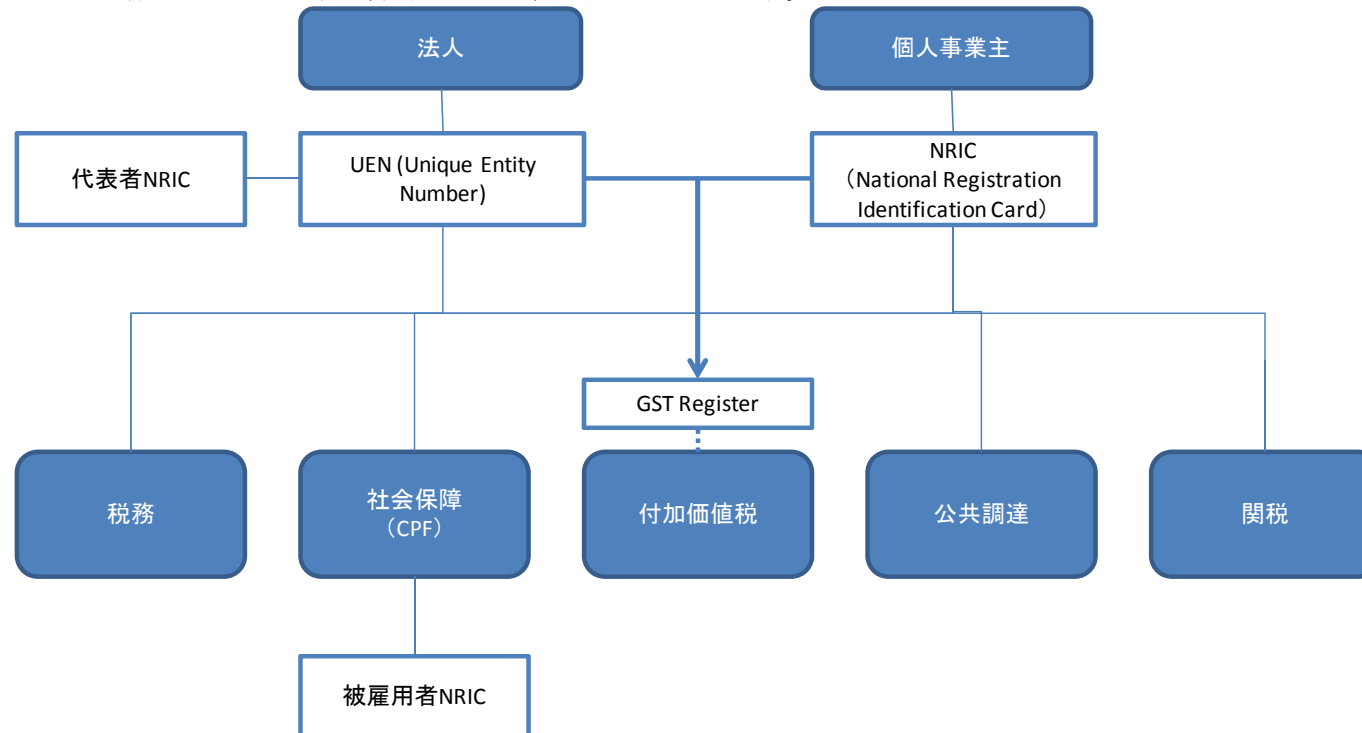
5. 4 ヒアリング調査協力機関 (順不同)

- 行政安全部
- 行政情報共有センター
- 調達研究所
- 国税庁
- 国民健康保険公社
- X社 ※韓国における行政システム等の構築事業者
- 法務者Y事務所
- Z社 ※自動車整備事業者

6. シンガポール

6. 1 企業コードの導入状況

シンガポールにおける企業コードとその利用分野について、図表 II-18 に示す。



図表 II-18 シンガポールにおける企業コード体系

主に会計企業規制庁 (Accounting & Corporate Regulatory Authority: ACRA) が発行する UEN (Unique Entity Number) が共通番号として位置づけられている。付加価値税の申告納付には独自番号である GST Register が用いられるものの、それ以外の分野はすべて UEN に統一されている。また、2004 年 10 月より、企業が発行する公式文書には、企業登録番号を記載することが義務づけられていたが、2010 年 1 月までに UEN に切り替えることとなっている。

(1) 番号の概要

UEN は、原則としてあらゆる事業主体に発行されるが、単一の省庁に対してのみ手続を行う事業主体には発行されないなど、例外もある。また、個人事業主は個人番号 NRIC を使用する。なお、UEN は NRIC とは別に運用されているが、ACRA においては代表者の NRIC と、中央積立基金庁 (Central Provident Fund Board: CPF) においては被雇用者の NRIC と紐づけられている。

UEN の発行は ACRA が中心だが、事業主体の種類によっては他の政府機関が発行する場合もある。

UEN の形式は以下の通りである。ただし、政府機関が独自に枝番等発番することも認められている。

- ACRA 登録済み事業：9桁 (数字 8桁+チェックディジット (アルファベット) 1桁)
- ACRA 登録済み現地企業：10桁 (発行年 4桁+数字 5桁+チェックディジット (アルファベット) 1桁)
- ACRA 非登録事業主体：10桁 (発行年 3桁+組織種別 2桁+数字 4桁+チェックディジット (アルファベット) 1桁)

(2) 番号の公開

UEN から名称や法人種別を、あるいは逆の検索を行うことが可能である。検索結果には、以下の情報が含まれる。また、有償で代表者情報や資本情報など提供されている。

- UEN
- 事業主体の名称
- 所在地
- 現況
- 報告状況 (総会開催日など)

(3) 番号導入の経緯

従来は業務ごとに個別の番号が発番され、法人登記では事業登録番号 (ACRA が発番)、輸出入では中央登録番号 (税関が発番)、社会保障には雇用者参照番号 (CPF が発番)、税務には税参照番号 (内国歳入庁 (Inland Revenue Authority of Singapore : IRS) が発番) など、個別の番号が用いられてきた。

2006年5月に電子政府計画 iGov2010 の一部として UEN を導入することが発表され、2009年1月からは 56 の政府機関で、2009年7月までにすべての政府機関 (84 機関) で使用が開始された。移行期間には、主要産業の代表が参加するセミナー等実施して周知を図られている。

なお、従来 ACRA が発行していた Registration Number は、そのまま UEN に移行している。

6. 2 情報連携基盤の状況

事業主体に関する情報は、ACRA が運営する「Bizfile」に蓄積される。Bizfile は同時に企業向けのワンストップ行政手続ポータルとしての機能も有しており、税関や内国歳入庁など他の政府機関の手続を行うこともできる。この場合、企業情報は他の政府機関に送信され、それぞれの政府機関においても管理される分散管理が行われる。

6. 3 業務での企業コード利用状況

(1) 法人登記業務

①制度の概要

シンガポールで設立可能な事業主体の形態には、個人事業体 (Sole-Proprietorship)、パートナーシップ (Partnership)、有限責任パートナーシップ (Limited Liability Partnership: LLP)、リミテッド・パートナーシップ (Limited Partnership: LP)、会社 (Company) の 5 種類がある。

登記によって、共通番号である UEN (Unique Entity Number) が発行される。

②手続の概要

a) 登記

- 企業向けポータル「Bizfile」を通じて、ACRA に電子的に登記する。インターネット接続が行えない場合は、国内 28 カ所に設置された受付窓口 CitizenConnectCentres で対人で手続を行ったり、ACRA に設置された Self-help kiosks を用いてオンライン手続を行うこともできる。
- なお、Bizfile の使用には、個人向け証明書である SingPass が必要である。SingPass は、シンガポール市民及び永住者、被雇用者パス保有者等が取得できる。
- 協同組合 (Cooperative Societies) や診療所など、それぞれの所管官庁で UEN を受けることとなっている団体もある。

b) 更新

- 登記後は、1 年ごとに更新を行う必要がある。

(2) 租税関連業務 (法人税業務)

①制度の概要

シンガポールにおいて、事業主体に課税される主要な税目は以下の通りである。

- 法人税：登記された法人に課税される。
 - 財・サービス税 (GST)：全ての財貨およびサービスが課税対象となる。年商 100 万 S ドル (約 6,600 万円) 以上の企業に登録義務があるが、それ以外の企業でも任意に登録を行うことができる。
- これらの他に、印紙税、不動産税、相続税などの税目が存在する。

② 手続の概要

a) 事業者登録

- ACRA への登録内容が、IRS に対しても反映される模様。
- ただし、GST 課税事業者としての登録は、別途行う必要がある。GST 課税事業者登録時には、法人であれば UEN を、個人事業主であれば NRIC（あるいは UEN、パスポート番号など）を記入する。

b) 申告・納税

- 法人税：事業年度終了後 3 ヶ月以内に課税所得の見積額を申告し、7 月 31 日までに法人税申告書を提出する。納税は賦課額の通知があつてから 1 ヶ月以内に行う。
- 財・サービス税：3 ヶ月ごとに年 4 回の申告を行う。

(3) 従業員の租税関係業務

① 制度の概要

従業員に対する源泉徴収義務はない模様である。
なお、シンガポール非居住者に対して利子、使用料、技術料など支払った場合は、所得税を源泉徴収して納付する必要がある。

② 手続の概要

該当なし。

(4) 社会保険、労働保険業務

① 制度の概要

シンガポールの社会保険は、CPF が運営する中央積立基金（Central Provident Fund: CPF）である。
被雇用者と雇用主が給与の一定割合を積み立て、医療費や定年退職後の保障、あるいは住宅の取得などの目的で引き出し、利用することができる仕組みである。
一定所得以上の給与所得者、自営業者に加入義務がある。

② 手続の概要

a) 加入手続

- 最初の被雇用者を雇う時点で、New Employer's First CPF Contribution: Form CPF/1 を提出し、中央積立基金に登録する。Form CPF/1 には法人であれば UEN を、個人事業主であれば NRIC を記入する。
- 雇用状況の変化についても、随時中央積立基金に届け出る。被雇用者についての届出を行う場合は、被雇用者の NRIC を記載する。

b) 給付申請

- CPF の給付申請に事業主体は関与しない。

(5) 公共調達

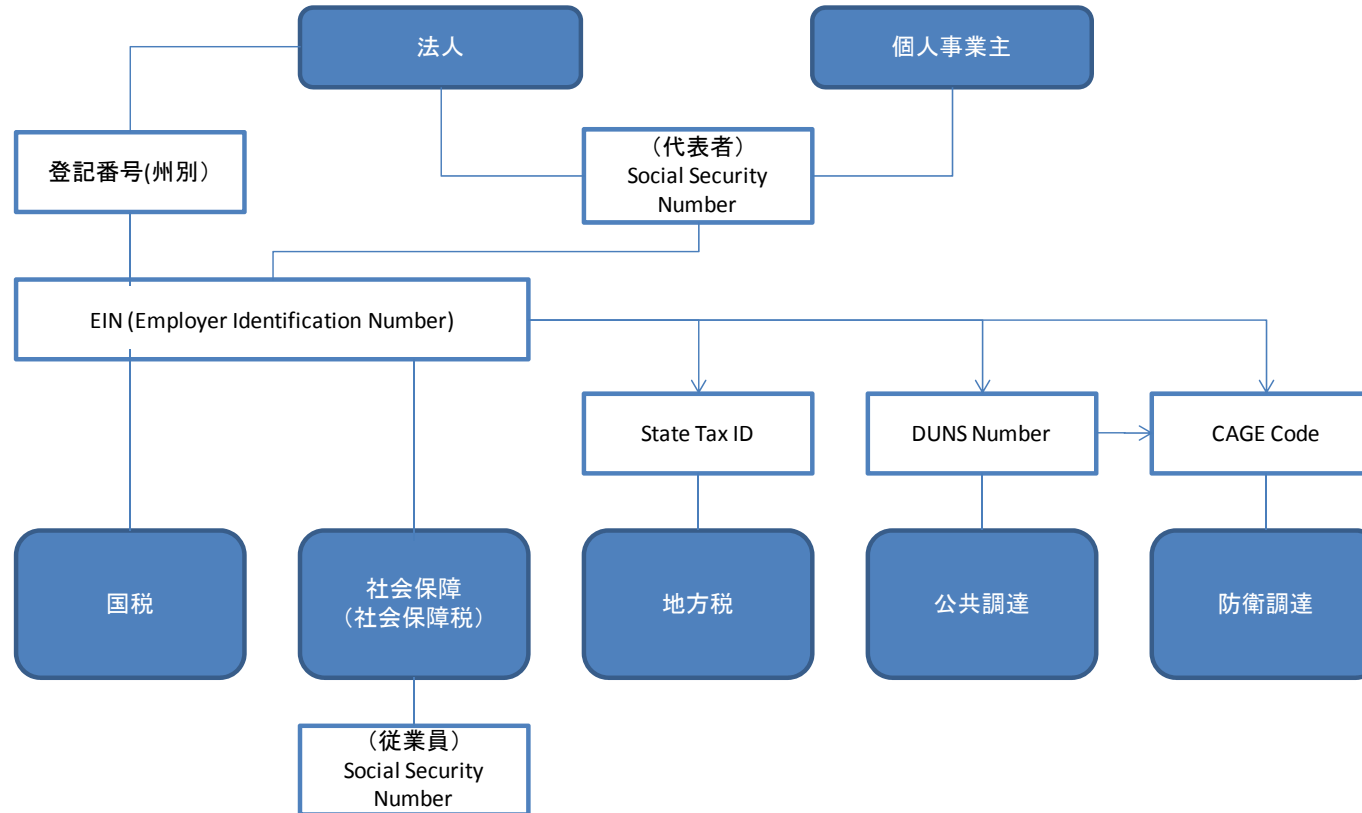
公共調達に参加しようとする事業主体は、シンガポール政府が共同で利用する電子調達ポータルである GeBIZ (<http://www.gebiz.gov.sg>) において、政府供給者 (Government Supplier) として登録する必要がある。登録にあたっては UEN が必要である (海外企業について例外あり)。また、GeBIZ へのログインは、原則として SingPass で行う。

なお GeBIZ は、政府機関の調達情報や文書を提供するほか、電子入札にも対応している。

7. アメリカ

7. 1 企業コードの導入状況

米国における企業コードとその利用分野について、図表 II-19 に示す。



図表 II-19 米国における企業コード体系

国税および社会保障分野では内国歳入庁 (Internal Revenue Service: IRS) が発行する EIN (Employer Identification Number) が利用されている。課税非課税を問わず、個人事業主や政府機関を含む広範な事業主体に対して発行される。代表者の個人 ID である社会保障番号 (Social Security Number: SSN) と紐づけられて管理される。

また、国防関係の調達では CAGE Code が、その他の調達や補助金受給手続では民間企業 Dun&Bradstreet が発行する D-U-N-Snumber が用いられる。D-U-N-Snumber は、米国内だけでなく米国外の企業等が取得することもでき、発行数は 1 億を超える。D-U-N-Snumber では、事業名、住所、メールアドレス、業種、代表者名、財務情報、各国における企業コード（米国であれば EIN）などが管理されている。

なお、CAGE Code の発行にあたっては、事前に D-U-N-S number を取得しておくことが必要であり、公共調達では D-U-N-S number が企業コードの標準となっているといえる。

また上記以外にも、州ごとの採番規則による法人登記番号が発行されている、州税向けに State Tax ID が存在するなど、企業コードが統一されているといえる状況ではない。

(1) 企業コードの公開

EIN、CAGECode、D-U-N-Snumber いずれも公開番号であり、検索が可能である。

(2) コード統合の経緯

連邦政府の契約者識別コードは 1998 年 4 月に、D-U-N-S Number と統合されている。

7. 2 情報連携基盤の状況

企業コードが統一されている状況にはないが、D-U-N-Snumber を運営する D&B から CAGE Code に対しては情報の提供が行われている。なお、D-U-N-Snumber から CAGE Code へのデータ反映には 1～2 日かかる模様であり、オンライン/オフラインバッチによる連携が行われているとみられる。

7. 3 業務での企業コード利用状況

(1) 法人登記業務

①制度の概要

米国には連邦としての会社法がないため、会社は各州の会社法に基づいて設立される。形態は概ね、株式会社 (C Corporation)、支店 (Branch)、駐在員事務所 (Representative Office)、共同事業体 (Partnership)、有限責任会社 (Limited Liability Company=LLC)、有限責任共同事業体 (Limited Liability Partnership : LLP)、小規模法人 (S Corporation)、個人事業主 (Sole Proprietorship) の 8 種類がある。

登記によって、「Certificate of Good Standing (設立証明書 [会社存在証明書])」が交付される。また、州政府ごとの登記番号が発行される。

②手続の概要

a)登記

- 本社所在地の州政府に対して、必要な書類を提出して登記する。

b)更新

- 一般的に、定期的に更新を行う必要がある。

(2) 租税関連業務 (法人税業務)

①制度の概要

米国において、法人あるいは個人事業主に課税される主要な税目には、以下のものがある。

a)連邦税

- 連邦法人税：連邦法、州法に基づいて設立・組織された法人が納税義務を負う。
- 被雇用者がある法人・個人事業主には社会保障税、連邦失業保険税が課税される。

b)州税・地方自治体税：

- 州法人税：課税対象は連邦法人税と同一。課税しない州も存在する。
- 売上税・付加価値税：課税対象は州により異なる。
- これらの他に、固定資産税や法人事業免許税などが課税される場合がある。

②手続の概要

a)法人設立申告および事業者登録

- 新規に事業を開始する場合は、IRS に雇用者識別番号発行申請 (Application for Employer Identification Number: Form SS-4) を提出し、EIN の発行を受ける。申請書には、法人であれば登記番号および責任者の SSN (あるいは個人納税者番号)、個人事業主であれば SSN を記載する。
- 「雇用者」識別番号という名称であるが、被雇用者の有無にかかわらず発行を受ける必要がある。
- 州によっては、上記以外に State Tax ID を取得する必要がある。

b)申告・納税

- 連邦法人税：事業年度終了日から3ヶ月目の15日までに申告・納付する。

(3) 従業員の租税関係業務

①制度の概要

米国で設立した会社等で従業員を雇い給与を支払った場合、従業員の連邦所得税、社会保障税、高齢者向け医療保険（メディケア）税などを源泉徴収しなければならない。

源泉徴収された連邦所得税については、雇用主から交付される Wage and Tax Statement(Form W-2)を用いて従業員自ら確定申告を行い、差額を精算する。

②手続の概要

a)源泉徴収

- 雇用主は、四半期ごとに Employer's QUARTERLY Federal Tax Return(Form 941)を提出する。用紙には EIN を記載する。
- 個人別の源泉徴収額については、年末に Wage and Tax Statement を作成し、歳入庁に提出するとともに被雇用者に交付する。用紙には、EIN 及び被雇用者の SSN を記載する。

(4) 社会保険、労働保険業務

①制度の概要

米国の社会保険は、雇用主提供年金を公的な社会保険年金が、雇用主提供医療保険を公的なメディケアが補完し、さらに州が独自の扶助制度を追加する構造となっている。公的保険は基本的に高齢者を給付の対象としているが、その財源は雇用者及び被雇用者が納める社会保険税である。社会保険税を規定の年数納付することで受給資格が発生する仕組みとなっている。

また、労働保険に相当する制度としては、連邦失業保険と労災保険がある。連邦失業保険については連邦が運用し、雇用者が納める連邦失業保険税を財源としているが、労災保険については多くの州で民間企業が提供している。

②手続の概要

a)加入手続

- Wage and Tax Statement により申告することで、被雇用者の社会保険税支払期間が記録される。

b) 給付申請

- 公的制度の給付申請に企業・事業主は関与しない。企業を特定する番号も記載する必要はない。

(5) 公共調達

防衛調達庁（DEFENCE LOGISTICS AGENCY）では、調達企業を独自番号である CAGE Code によって管理している。CAGE Code は、国防総省中央契約者登録（DoD Central Contractor Registration: CCR）に申請することで発行される。発行にあたっては、民間企業 Dun&Bradstreet が発行する D-U-N-S number 及び EIN（米国企業の場合）が必要である。

CAGE Code と D-U-N-S number は情報連携も行っており、事業主体の住所等の変更を D-U-N-S number に対して行うことで、CAGE Code にも反映される仕組みとなっている。

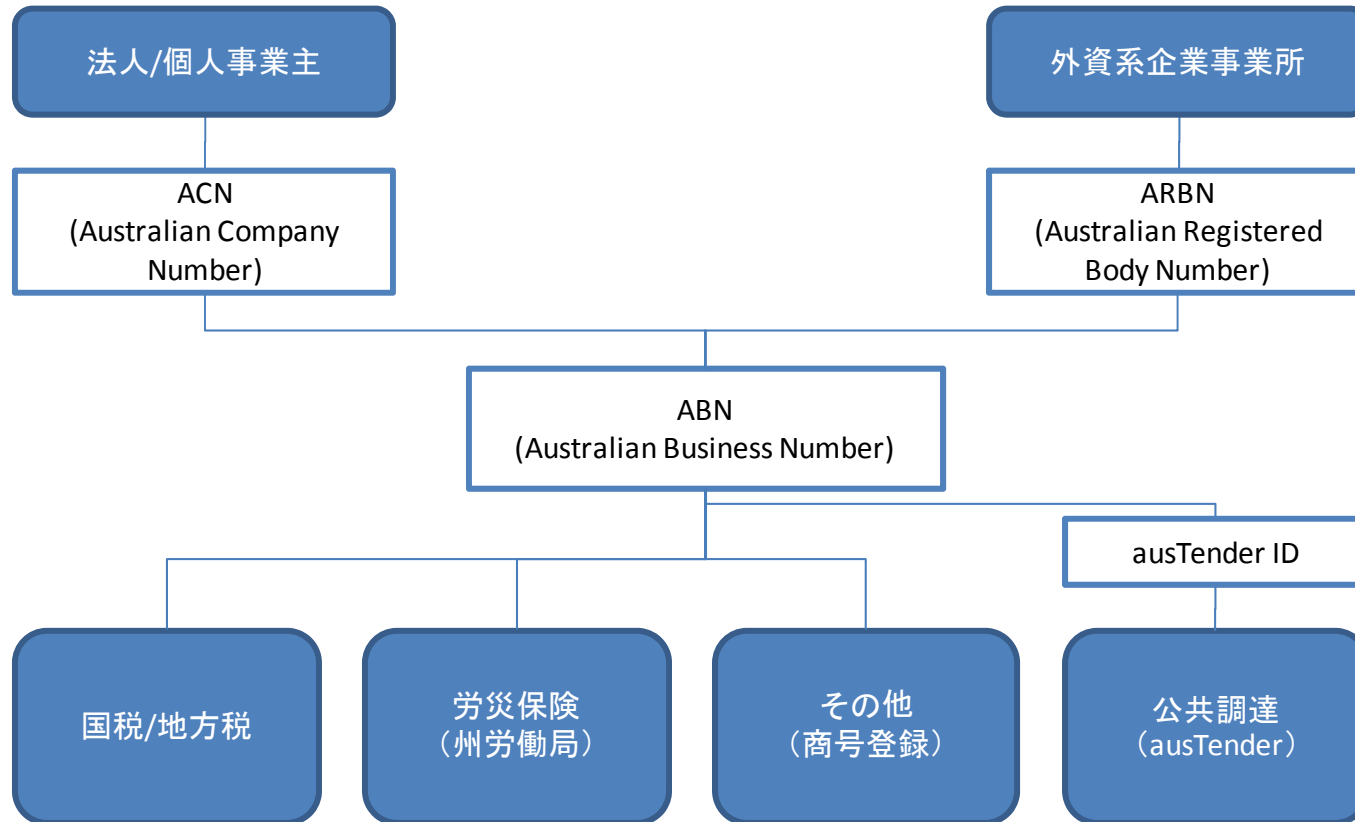
CAGE Code は、NATO の調達に使用される NCAGE Codes としても利用することができる。

また、D-U-N-S Number は 1998 年 4 月以降、連邦政府の契約者識別コードとして位置づけられており、政府調達業者登録のほか請求書、支払い送金依頼書、契約裁定書、見積書、購入依頼書に記載されている。これは、連邦電子取引調達チームによる CEO 契約者設立コード、TIN 納税者識別番号、CAGE 商業/政府実体あるいは新規制度との比較検討との結果に基づくものである。

8. オーストラリア

8. 1 企業コードの導入状況

オーストラリアにおける企業コードとその利用分野について、図表 II-20 に示す。



図表 II-20 オーストラリアにおける企業コード体系

企業等に付番されるコードとしては、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）が発行する ACN (Australian Company Number) と ARBN (Australian Registered Body Number)、及びオーストラリア商務登記官（The Australian Business Register: ABR）が発行する ABN (Australian

Business Number) が存在するが、このうち ABN が共通番号と位置づけられる。しかし、企業規模によっては取得が義務づけられておらず、対象外の企業も存在する。

ABN は 11 桁の番号であり、2 桁+ACN/ARBN (1 ケタのチェックディジット含む) 番号からなる。主に税務に用いられており、連邦、州、地方での税務申告に係る情報交換が以前よりも容易になっている。また、行政手続のワンストップ化に向けた取り組みの一環として 2000 年 7 月に導入されたものであり、税務署(Tax Office)、証券委員会(Securities Commission)、統計局(Bureau of Statistics)、及び保険年金委員会(Insurance and Superannuation Commission) を含んだ企業等登録手続の一元化が目指されている。

ABN は公開されている番号で、番号から会社名等がインターネット上で検索可能である。ACN、ARBN (ABN の一部となる番号) については会社の公文書には記載が義務付けられている番号である。

8. 2 情報連携基盤の状況

(1) 概要

ABR は、企業等を登録して ABN を発行するだけでなく、登録された企業情報を蓄積・提供する情報連携基盤としての役割も持つ。ABR の管理は、1999 年に施行された新税制法 (A New Tax System (Australian Business Number) Act 1999) に基づき、オーストラリア課税局(the Australian Taxation Office: ATO)が行う。

ABR は、他の行政機関 (地方自治体を含む) に対して、登録された企業情報等の提供を行うことで、行政機関と企業等との間のやりとり (transaction) を削減することを目的としている。情報を取得している行政機関は 229、このうち 204 は後述する Non-public access によって情報を取得している (2011 年 4 月 28 日時点)。

連携にあたっては、Intra Government Communications Network (ICON)と呼ばれるネットワークを使用している。ネットワークは財務管理省 (Department of Finance and Administration :DoFA)の管轄であり、The ICON Management Team (IMT)が運用にあたっている。ネットワークは回線を提供するのみで、データの取扱いはすべてネットワーク参加機関に委ねられている。

(2) 情報連携基盤の機能

ABR が提供する機能は、企業情報の登録・更新機能及び企業情報の検索・表示機能である。

企業情報の登録・更新機能は基本的に企業等が使用し、企業等の登録や登録内容の変更を行うことができる。また、国税庁への納税事業者登録や証券投資委員会の商号(business name)登録システムと連携しており、ABR に対して行った登録は両者のシステムに反映される仕組みとなっている。なお、商号登録システムとの連携は、2012 年より開始される予定である。

企業情報の検索・表示には Public Access と Non-public access の 2 つの区分が設けられている。Public Access 区分の行政機関及び一般利用者は、一般向けに公開されている ABN Lookup 機能を使用して限定された情報が利用でき、Non-public access 区分の行政機関は、専用の機能によってより詳細な情報を利用することができる。

(3) 連携される情報

ABR が管理する情報は、以下の通りである。なお、末尾に(*)が付された情報は、Non-public access 可能な行政機関が参照可能な情報、登録者及び税務代理者のみが参照可能な情報には(**)を付した。

- ABN(Australian business number (ABN))
- ABN 状態(ABN status)
- ABN 適用日(ABN date of effect)
- 企業種別(Entity type)
- 登記名(Entity legal name)
- 商取引上の名称(Business trading names)
- 本店所在州(State of principal place of business)
- 本店所在地郵便番号(Postcode of principal place of business)
- ACN または ARBN(ACN/ARBN)
- GST 課税状況(Goods and services tax (GST) status)
- GST 適用日(GST date of effect)
- GST 取消日(GST date of cancellation)
- 慈善団体優遇 (Charity tax concessions)
- 慈善団体優遇適用日(Charity tax concessions dates of effect)
- 慈善団体優遇取消日(Charity tax concessions dates of cancellation)
- DGR (控除対象贈与) 受取団体名(Deductible gift recipient (DGR) fund name)
- DGR 適用日(DGR effective from)
- DGR 取消日(DGR date of cancellation)
- 住所(Business address) (*)
- 通知送達先住所(Service of notice address) (*)
- 電子メール(Entity email) (*)
- 連絡先名及び詳細(Contact name and details) (**)
- 税務代理者番号(Entity's tax agent number) (**)
- 共同経営者詳細(Associate details) (*)
- 事業終了予定日(Expected end date) (*)
- 政府所有・支配(Own/controlled by government) (*)
- 標準産業分類(Australian & New Zealand Standard Industrial Classification (ANZSIC) code) (*)
- 主要産業表記(Main industry description) (*)

8. 3 業務での企業コード利用状況

(1) 法人登記業務

①制度の概要

オーストラリアにおける会社形態には、会社（外国企業の現地法人、支店を含む）、パートナーシップ（合名会社）、個人事業主、トレーディング・トラスト（通常、受託者により事業運営される）、法人格のないジョイントベンチャー（合弁会社）の5種類がある。また、外資系企業の事業所設立は別途申請する。

申請については、ASIC に対して書類を提出し、法人登記または外国企業登録を行う。

登記によって、9桁の Australian Company Number (ACN) が付与される。外資系企業の事業所設立については9桁の Australian Registered Body Number (ARBN) が付与される。「オーストラリア会社法」では、すべての企業に対し、会社の公文書および業務上、利用されるすべての文書に社名および ACN または ARBN を明記することが義務付けられている。

②手続の概要

a)登記

- 申請は‘shelf company services’ または‘Australian company registration’と呼ばれる設立のコンサルティングも行う代理業者を通じるか、申請書を直接オーストラリア証券投資委員会（ASIC）へ提出することで完了する。
- 新規事業申請の場合には ACN、外国企業の事務所設置申請であれば ARBN が付番される。会社の印章、公文書ほか、業務上、利用されるすべての文書に社名および ACN/ARBN を明記することが義務付けられている。

(2) 租税関連業務（法人税業務）

①制度の概要

法人あるいは個人事業主に課税される主要な税目には、以下のものがある。

a)国税

- 所得税：個人、法人ともに所得に対して課税される。
- フリンジ・ベネフィット・タックス（FBT）：給与以外の現物等による支給に対する税金。
- 付加価値税（Goods and Service Tax :GST）：税率 10% で一部の物品サービス以外に一律課税。
- キャピタルゲインタックス（CGT）：資産譲渡による利益に対する税金。所得税として申告される

b)州税

- 印紙税：取引に幅広く適用される税。
- 土地税：土地の所有に対して吹かされる税金。通常、納税者の主たる居住地については土地税が免除される。
- 支払い給与税：基準額を超える給与や役員報酬を支払う雇用者に賦課される税金。

c)地方税

- 固定資産税：土地に対して課税される市町村税。主にインフラ整備と自治体サービスに充当される。

②手続の概要

a)法人設立申告および事業者登録

- 登記が終了後、ABR に対して ABN の取得申請を行う。取得は義務ではない。取得申請はオンラインで実施可能で、この際、ACN または ARBN を申告する必要がある。ABN は ATO に対して行われる GST 登録、PAYG (Pay As You Go：源泉課税、連結納税ベース) 登録など納税手続の関連で必要となる。

b)申告・納税

- 所得税：財務会計年度終了 6 ヶ月目の 1 日に課税対象所得があった会社が申告書に記入し、ATO へ申告する。この際、審査はほとんど無い。ただし、追加調査により過少申告が発覚すると厳しい追徴課税が課される。
- FBT：FBT の計算年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日で統一され、毎年 5 月 21 日までに ATO に対して申告する必要がある。
- GST：税務局に対し、月ごと、四半期ごと、もしくは年毎に申告を行う。申告頻度は年間売上高や過去の申告経歴によって定められる。申告には ATO へ提出する他の税目と同じ書式の申告書を用いる。(Business Activity Statement)

(3) 従業員の租税関連業務

①制度の概要

所得税及びメディケア税を雇用者は従業員への給与支払の際、源泉徴収する必要がある。これは Pay-As-You-Go Withholding (PAYGW) と呼ばれる制度の一環で、外国企業に対しての支払いについても税額を天引きした額を支払う義務を課している。

従業員における租税関連の納税状況は、オーストラリアにおける個人納税者番号に該当する TFN (Tax File Number) で管理されている。従業員のうち TFN を申告していない場合には所得税およびメディケア税が最高税率で天引きされる。

② 手続の概要

a) 源泉徴収

- 雇用者は、所得税およびメディケア税を給与から源泉徴収する。
- 雇用者は年度末に給与と源泉徴収額を示した源泉徴収票（PAYG Pasyment Summary）を各従業員に発行する。

b) 年末精算

- 個人所得については毎年 6 月 30 日の課税年度終了後から 10 月 31 日までに所得税の申告を行う必要がある。この際、控除申告した支出の領収書に加えて、雇用者から発行される源泉徴収票の写しを添付する必要がある。

（4）社会保険、労働保険業務

① 制度の概要

社会保険として「公的医療保障制度（メディケア）」「退職年金（スーパーアニュエーション）」「老齢年金」「失業保険」また、「労災保険」が運営されている。それぞれの概要は以下の通りである。なお、オーストラリアにおける社会保障は基本的に個人に対しての保障制度となっており、企業が介在する日本の社会保障制度とは異なるため、基本的に ABN 等の共通企業コードは利用されていない。

- 公的医療保障制度は、福祉サービス省（Department of Human Services）に属するメディケア庁が運営する。保険料は政府の一般財源から 4 分の 3、残りを健康保険税の一種である「Medicare Levy」で賄っている。Medicare Levy は課税所得の 1.5% で賦課され、低所得者向けの免除措置や高所得者向けの民間医療保険の未加入時追徴制度「Medicare Levy Surcharge」がある。
- メディケアからは家族全員で一枚の保険証が発行され、「Medicare Number」が記載されている。
- 退職年金は、雇用者や自営業者が適格退職年金基金や退職貯蓄口座に対して拠出する強制積み立て制度である。
- 老齢年金は、政府が審査して一定の収入以下、あるいは資産が一定以下である場合にもらえる。センターリンクと呼ばれる政府組織から税を財源として給付される。センターリンク内部では Customer Reference Number（CRN）および Customer Access Number（CAN）を用いて個人を管理している。新規申請時等については CRN および CAN の付番が行われるが、受給者から TFN を申告させ、これにより税情報との紐付けを行っている。
- 失業保険は、失業していれば誰でも受給可能である。センターリンクと呼ばれる政府組織から税を財源として給付される。
- 労災保険は、州法により管理されており、隔週の労働局や職場基準局で管理されている。（州によって取扱いが異なる。）基本的には賃金に対して 1.7% などの利率を保険料として徴収するが、産業分野や地区によって保険料が異なる。労働局への申請には ABN を申告する必要がある。

② 手続の概要

a) 適用（加入）手続

- 公的医療保障制度は雇用関係成立と同時に開始される。雇用者は雇用と同時に修了者の TFN を届ける。保険税については所得税と同時に天引きされる。
- 退職年金の積み立ては雇用関係成立と同時に開始される。
- 老齢年金および失業保険については加入手続きが無い。

b) 給付申請

- 公的医療保障制度は、医療機関が「Bulk Billing」という制度を採用している場合は医療機関がメディケア庁に診察料等を請求し、未加盟の場合には窓口で立替、メディケア・オフィスに請求処理を行う。
- 老齢年金および失業保険：社会保障制度として提供されるものはすべて個人からセンターリンクへ申請を行う。この際、TFN と CAN（または CRN）が必要となる。
- 労災保険の給付申請は雇用者が実施する事故報告と労働者が実施する給付申請に別れている。給付申請については、ABN や TFN といった番号を記入する欄はない。事故報告についてはオンライン申請で詳細が確認できていない。メディケアナンバーによって連携している可能性がある。

(5) 公共調達

① 応札資格申請手続

公共調達ポータル ausTender にて登録処理を行う。登録は全てオンラインで申請可能である。この際、ABN の申請を求めている。ABN 自体が取得必須の番号ではないため、応札者の登録必須項目は「担当者氏名」「組織／企業名」「業務分野」「所在地区」「企業の国籍」のみとなっている。

この際、ausTender のアカウント ID が発行される。

② 応札手続き

公共調達ポータル ausTender にて紹介されている案件（Approach to Market（ATM））について応札する。この際にはアカウント ID によってポータルサイトにログインする。

III. 企業の行政手続簡素化・効率化のための企業コードの在り方

本調査では、前述の「I. 国及び地方公共団体における企業の行政手続の現状」「II. 海外における企業コード導入状況」の結果を踏まえて、日本における企業の行政手続について、公的添付書類を省略することによる簡素化・効率化のための企業コードの在り方等に関する検討を行った。以下に、その結果を示す。

1. バックオフィス連携が有効な手続き

本調査の結果に基づき、国及び地方公共団体における企業の行政手続のうち、バックオフィス連携が有効なものを、以下に示す。

(1) 登記簿謄本（登記事項証明書）の添付を必要とする行政手続全般

国及び地方公共団体における企業の行政手続の中には、個人の行政手続における「住民票の写しの添付」と同様に、「登記簿謄本（登記事項証明書）の添付」を必要とするものが数多くある。

現在は、当該行政手続を行う前に、申請者（企業）側で、自らの登記内容を示す登記簿謄本（登記事項証明書）を取得する必要がある。これに、前述の「バックオフィス連携による業務の簡素化・効率化の実現パターン」の「パターン1：公的添付書類の削減」を適用し、バックオフィス連携によって法務局と申請先の行政機関を結ぶことにより、申請者（企業）側での登記簿謄本（登記事項証明書）の取得が不要となる。

(2) 応札資格申請（業者登録）に係る行政手続

現在、国（各府省）の「公共工事」区分の応札資格申請（業者登録）及び地方公共団体の応札資格申請（業者登録）は、申請者（企業）が府省毎・地方公共団体毎に資格申請を行う必要があるとともに、それぞれの府省・地方公共団体で資格審査を行っている。また、申請には、登記簿謄本（登記事項証明書）をはじめとする複数の公的添付書類が必要である。

この応札資格申請（業者登録）および資格審査について、前述の「バックオフィス連携による業務の簡素化・効率化の実現パターン」の「パターン2：申請・届出のワンストップ化」「パターン4：台帳の共有化」および「パターン1：公的添付書類の削減」を適用することにより、応札資格申請のワンストップ化と公的添付書類の削減、および資格審査の一元化を実現する。

（３）行政側で「企業情報の突合作業」を必要とする行政手続全般

現在、地方公共団体が、他の企業・団体から企業情報を取得して自らの業務を進める際、自らが保有している企業情報と、他の企業・団体から新たに取得する企業情報との突合作業が必要となるが、企業情報に係る「共通番号」が存在しないため、突合作業を都度、人手で行わざるを得ない。

これに対して、前述の「バックオフィス連携による業務の簡素化・効率化の実現パターン」の「パターン３：企業情報の突合作業の自動化」を適用することにより、突合作業の効率向上を図る。

（４）従業員の所得税、住民税関係業務、社会保険、労働保険に係る行政手続

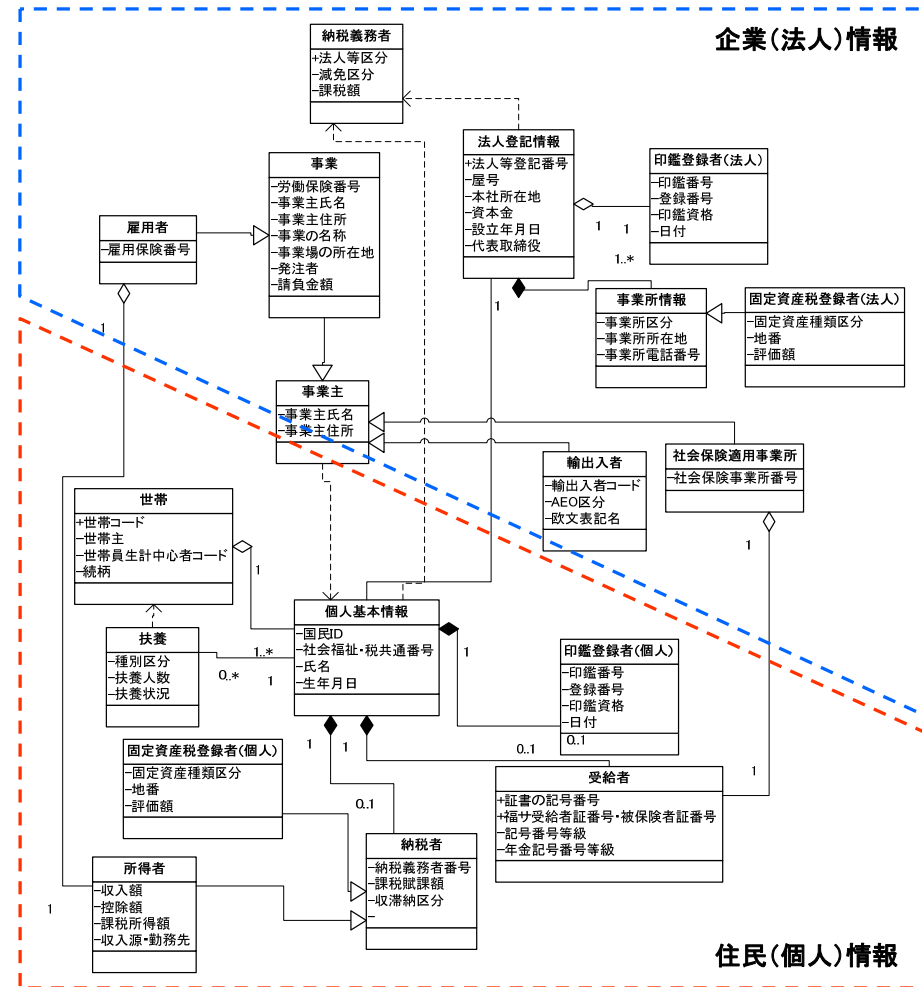
現在、従業員の所得税、住民税関係業務（給与支払報告書、年末調整等）および社会保険、労働保険に係る行政手続については、税務署や従業員の現住所の自治体等に、関連する申請・届出を提出している。

これら申請・届出について、前述の「バックオフィス連携による業務の簡素化・効率化の実現パターン」の「パターン２：申請・届出のワンストップ化」を適用することにより、これら申請・届出に係る企業側の業務効率向上を図ることができる。

2. 日本において導入すべき共通企業コードの在り方

日本における企業の行政手続については、企業（およびその企業の従業員）に関する種々の情報を、右図のイメージのように正規化（標準化）を実施した後、それら情報に関する団体間の連携について検討・実用化する必要がある。

共通企業コードの整備は、企業（およびその企業の従業員）に関する種々の情報の正規化（標準化）に係る検討の「象徴」の位置づけとなる。すなわち、各種の情報がきれいに「コード化」されるように、種々の情報の正規化（標準化）を進める必要がある。



図表 III-1 個人情報と法人情報との関係